



富谷市

とみや



「住みたくなるまち日本一」を目指して
～100年間ひとが増え続けるまち 村から町へ 町から市へ～

暮らしのガイドブック

ご 挨 拶



「住みたくなるまち 日本一」を目指して

～ 100 年間ひとが増え続けるまち 村から町へ 町から市へ～

平成28年10月10日、宮城県内14番目の新市となった「富谷市」は、明治時代に富谷村として誕生して以来、昭和38年の町制施行や昭和・平成の大合併の際も一度も合併せずにまちづくりを行ってきました。

本市は、住宅地や商業施設などの都市機能と、大亀山森林公園をはじめとする豊かな自然、そして、江戸時代に奥州街道の宿場町として栄えた歴史ある街並みが現存する、バランスの取れた住みやすいまちです。

本市の人口は、大規模な宅地開発の進展による継続的な増加を続け、昭和35年から令和2年までの60年もの間、増加を続けてきました。現在は、ユニセフが提唱する「子どもにやさしいまちづくり事業」や、ゼロカーボンシティに向けた取組などを進めており、市の将来像に掲げる「住みたくなるまち日本一」を目指して、まちづくりを推進しています。

この「暮らしのガイドブック」には、市役所窓口での各種手続き、子育て、福祉、ごみ、防災など、富谷市にお住まいの皆様の日常生活に役立つ情報を掲載いたしました。ぜひお手元においていただき、行政サービスのご利用をはじめ日々の暮らしにお役立てください。

富谷市長 若生 裕俊



目次

市長あいさつ	1
目次	2
富谷市の概要・まちづくりの基本理念	3
富谷市のイベント・特産品・自然	4
富谷市マップ	5.6
市内公共施設一覧	7

●住民票・戸籍証明書 9

転入届	9
転出届	9
転居届	9
印鑑登録	10
出生届	11
死亡届	11
婚姻届	11
離婚届	11
転籍届	11
戸籍届出時の本人確認の実施	12
戸籍の広域交付（市民課のみ）	12
住民票・印鑑登録証明書・戸籍の証明の請求	12
マイナンバーカード	13
コンビニ交付サービス	13
自動車臨時運行許可（仮ナンバー）	13

●税 14

市民税・県民税	14
固定資産税	14
軽自動車税	14
税の各種証明書など	14
税金の減免	15
口座振替をご利用ください	15
市税及び保険料の年金天引き	15
市税・保険料の納付場所	15
市税などの納期限	15

●くらし 16

水道	16
上下水道料金のお支払い	16
市民バス	16
デマンド（予約）型交通の運行	16
市営墓地	17
ペット	17
犬・猫のマイクロチップ装着	17
し尿の汲み取り	17
危険ブロック塀等の除却費助成制度	18
住宅の地震対策	18
住宅・土地	18
道路	18
公園	18
農園	18
地場産品	18
町内会	18
各種相談	19

●ごみ 20

収集日程	20
粗大ごみ	20
臨時ごみ	20
小型家電リサイクル	21
使用済みインクカートリッジ回収	21
収集しないごみ	21
許可業者	21

●子ども・子育て 21

とみや子育て支援センター“とみここ”	21
母子健康手帳の交付	21
妊産婦健康診査・産後ケア	21
乳幼児健診・教室・相談	22
赤ちゃん・子どもの予防接種	22
児童手当	22
子ども医療費助成	22

保育所・病後児保育・保育ママ	23
「とみや子育てサロン」	23
とみや子育てサロン一時預かり	23
とみや子育てファミリー・サポート・センター	24
とみや育児ヘルプサービス	24
子ども短期支援事業	24
幼稚園	25
小・中学校への入学	25
転校（転入・転出）の手続き	25
とみや放課後児童クラブ	25
教育相談事業	26
ひとり親家庭へ	26
病気や障がいのあるお子さんへ	26

●国保・後期高齢者医療・年金 27

国保に加入するとき・やめるとき	27
医療費が高くなったとき	27
出産育児一時金	28
70歳になったとき	28
特定健康診査・特定保健指導	28
後期高齢者医療制度	28
国民年金	29

●健康長寿 30

各種検診	30
高齢者予防接種	30
地域の相談員（民生委員・児童委員・障害者相談員）	30
生活保護	30
富谷市自立相談支援センター	30
福祉健康センター	31
在宅サービス	31
介護保険制度	31
障害者総合支援制度（障害福祉サービス）	32
特別障害者手当	32
高齢者・障がい者 外出支援乗車証「とみぱす」	32
重度障がい者等福祉タクシー利用券助成事業	32
重度心身障がい者等自動車燃料費助成事業	33

●生涯学習 33

公民館の利用	33
図書室の利用方法	33
施設情報	34
とみや学園（高齢者教育事業）	34
子育てサロン・お話し会	34

●議会・広報・広聴 35

議会	35
委員会	35
市議会の傍聴	35
請願と陳情	35
広報とみや	35
SNSを活用した情報発信	35
ちょっと聞いて私の声	35

●交通安全・防火・防災 36

交通安全	36
119番の正しい利用方法	36
住宅用火災警報器	36
避難場所	36
避難の基本的な流れ	37

●避難場所等一覧 38

●避難場所地図 39

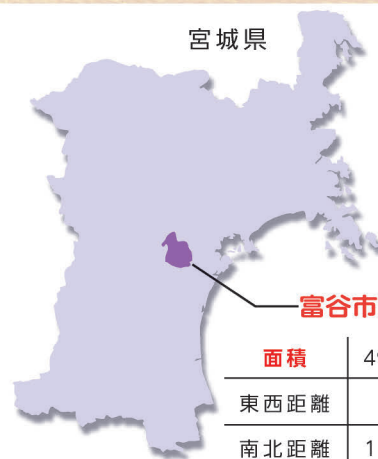
避難場所エリア A	40
避難場所エリア B	41
避難場所エリア C	42
避難場所エリア D	43

●市内・近隣の医療機関 44.45

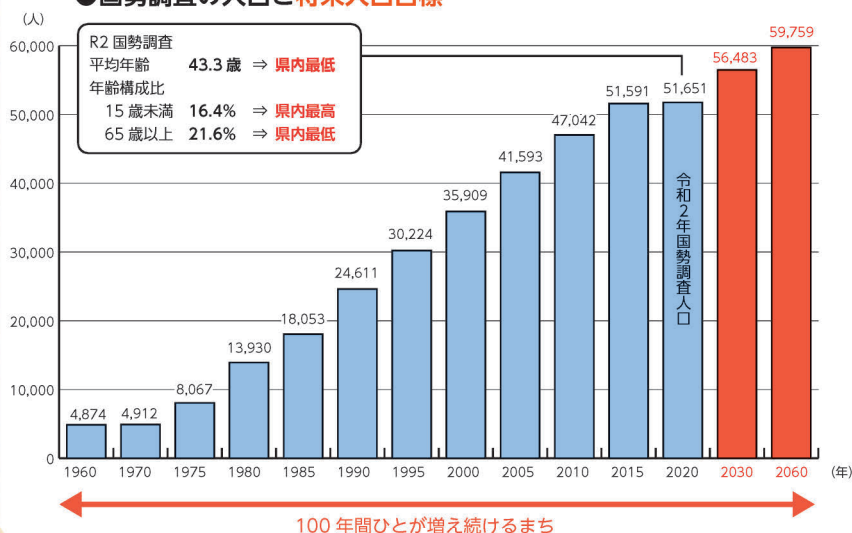
富谷市の概要

宮城県ほぼ中央に位置し、仙台市に隣接する地域特性を活かし、多くの住宅地が開発・分譲され、現在も新たな住宅地の供給が進められています。令和2年国勢調査によると、住民の平均年齢は43.3歳と宮城県内で最も低く、若くて活気に溢れるまちです。

人口と世帯数(令和6年10月1日現在)



●国勢調査の人口と将来人口目標



■子育てしやすいまち！

子ども医療費助成について、対象年齢を18歳年度末までとしています。妊娠期から子育て期までの支援の拠点となる子育て支援センター(とみここ)を設置しています。

■教育環境に優れたまち！

教育環境が充実しており、公立以外も含めた幼稚園・保育所・認定こども園が23園、小学校8校、中学校5校、高等学校1校(県立)が設置されています。

■災害に強いまち！

内陸部であり津波被害がなく大きな河川がないことから大規模な災害が起きにくい土地であり、公共施設について、公立幼稚園、小学校・中学校の耐震化率は100%です。

まちづくりの基本理念

富谷市総合計画(2016~2025)

将来像

住みたくなるまち日本一

～100年間ひとが増え続けるまち 村から町へ 町から市へ～

4つの基本方針の推進で目指す将来像を実現していきます

基本方針

基本方針 - 1 暮らしを自慢できるまち！

基本方針 - 2 教育と子育て環境を誇るまち！

基本方針 - 3 元気と温かい心で支えるまち！

基本方針 - 4 市民の思いを協働でつくるまち！

6つの基本理念から4つのまちづくり基本方針を推進していきます

基本理念

誇る

優れた住環境をはじめ、宿場町の歴史と伝統や特産品、緑豊かな環境、そして富谷らしい温かな心をみんなで誇ります

活かす

豊富な人材や誇れる豊かな自然、歴史や特産等独自の地域資源、そして市民の声をまちづくりに積極的に活かします

動く

富谷の新たな魅力づくりや希望あふれる将来に向けて、市民も企業も行政も、垣根を越えて一丸となって動きます

守る

伝統文化や豊かな自然はもとより、高齢者や障がい者、自慢の子どもたちを守るとともに、市民みんなの権利を守ります

つなぐ

富谷らしい温かい心で、市民も企業も行政も、協働によってつながるとともに、健全な財政運営を次世代へつなぎます

育む

心身ともに健全な、たくましく生きる子どもたちを育むとともに、市民がともに助け合い、支えあう福祉の精神を育みます

「オールとみや」 市民全員参加で創ろう6万人都市

富谷市のイベント・特産品・自然

富谷は、ここでは紹介しきれない魅力に溢れています。イベントや地域行事への参加、市内散策などを通して、富谷を誇れる魅力がきっと発見できます。

イベント

7月



富谷特産ブルーベリーが旬の7月上旬～中旬に、市内のスイーツ店等が市産ブルーベリーを使ったオリジナルスイーツを販売します。市内販売店を巡り、スイーツが楽しめます。また、この時期は、ブルーベリーつみとり農園が開園します。

ブルーベリー
スイーツフェア・
つみとり農園



「スイーツのまちとみや」
を発信！

10月



2020年からは、「秋のとみやスイーツフェア」も開催しています。ブルーベリーやはちみつ、シャインマスカットなどのおいしい材料で彩られたとみやスイーツは、皆さんの目も舌も楽しませてくれます。

秋の
とみや
スイーツフェア



10月



奥州街道の宿場町として栄えた「富谷宿」を会場として、古き良き富谷と新たな市街地との融合による魅力づくりと市民の皆さんが交流を深めるまつりを開催しています。

富谷宿
街道まつり



11月



市内小学校金管バンドやとみやマーチングエコーズ等が息の合った迫力ある演奏・演技を披露する、マーチングのフェスティバルです。

マーチング
フェスティバル



特産品

さわやか ブルーベリー

富谷市といえばブルーベリーと結び付けられるほどの特産品に成長しています。ブルーベリー生産組合が販売するジュースは2016伊勢志摩サミットにて各国首脳にふるまわれました。



宮城県最古の
造り蔵 地酒

寛文元年(1661年)に創業され、350有余年の歴史と伝統を誇る県内最古の酒蔵(内ヶ崎酒造店)に生まれた清酒「鳳陽」。昔ながらの手造りの芳醇な地酒です。



とっても甘い とみや
はちみつ

市民参加型の「とみやはちみつプロジェクト」により、市役所屋上で養蜂を行っています。環境指標生物とも言われるみつばちが元気に生育する地域は、人間にとっても住みやすい環境であるといえます。



自然

自然が
いっぱい 大亀山
森林公園

広大な公園内には、人工芝でのソリ遊びが楽しめるちびっ子ゲレンデ、自然を満喫することができるフィールドアスレチックなどが整備されています。



文化創造の森 大黒澤苑

四季折々の風景が楽しめる庭園散策と文化活動や世代間交流の場として、親しまれています。日本家屋の研修棟も利用することができます。



県指定
天然記念物 鹿島天足別神社
のアカガシ

鹿島天足別神社境内にあって、檜の木としては、当地方でも一番の古木です。推定樹齢は500～600年です。



開放感のある
里山風景 やすらぎパーク
とみや

パークゴルフ場と公営墓地の複合施設である「やすらぎパークとみや」。パークゴルフコースは、2コース18ホール、総延長980mの広々としたコースを展開し、緑あふれる風景の中で楽しむことができます。市営墓地は公園のように明るく親しみやすい雰囲気と景観が配慮されています。



※場所は次ページでご確認ください。

富谷市 マップ

49.18km²の市域には、富谷発展の礎である宿場、大型商業施設が立地する便利で快適な住宅地、四季折々の心を癒す美しい自然、そしてたくさんの笑顔が広がっています。

①総合運動公園



スポーツセンター、武道館、グラウンド、テニスコート等の運動施設を設け、各種スポーツ大会のほか、マーチングフェスティバル等各種イベントを開催し、心身の健全な発達、福祉の増進、スポーツの普及振興を図っています。

②代官松



藩政時代、黒川一円を管轄する代官所がこの場所にあり、玄関先に植えてあったことからこの名で親しまれています。郷土の象徴として市木も、この代官松にちなんで、「まつ」としています。

③しんまち公園



町制施行30周年を記念して整備された公園で、平成6年度「手づくり郷土賞」の「人々が集い憩う水辺づくり部門」で建設大臣から表彰を受けました。池を囲うように遊歩道があり、水と緑にあふれ、広々とした開放感が心を和ませてくれます。

④富ヶ岡公園



しんまち通り南側の丘陵地帯に広がる公園で、明治24年に開設しました。丘の上からは七ツ森や泉ヶ岳、船形山、栗駒山などの雄大な景色が見渡せます。

⑤西成田コミュニティセンター



元小学校の懐かしく温かみのある雰囲気を残しつつも利用者が快適に活動できる学びの施設として平成23年に全面リニューアル。市内内外の皆さんの交流や自然体験活動の場として多くの方に親しまれています。

⑥日吉神社



市名の由来である「十の宮(とうのみや)」のうち唯一現存しているのがこの日吉神社です。山王鳥居と呼ばれる独特の形をした赤い鳥居が、時の流れを今に伝えています。

⑦成田せせらぎ緑道



多くの木々が植えられ、その中を小川が流れる水と緑をテーマにした都市公園です。明るい陽射しにきらめく遊歩道や広場は、四季を通して散策が楽しめます。

⑧東向陽台桜並木



住宅地のそばにあり、身近な散策路として親しまれる桜並木です。春には満開の桜を楽しむので、付近の住民の方はもちろん、市内外から多くの方々が集い賑わう桜の名所です。

⑨とみや子育て支援センター“とみここ”



妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援の拠点として、平成29年4月にオープンしました。母子健康手帳の交付、乳幼児健康診査、予防接種(BCG)などを行っています。また、月2回(月曜日)、0歳～未就園児のお子さんと保護者の方を対象に遊びのスペースを設け和室を開放しています。親子で遊んだり、保護者の皆さん同士が交流することができます。

⑩ブルーベリーつみとり農園



さわやかなブルーベリーは農薬を使用しないで栽培され、ビタミンA、ビタミンC、鉄分などが豊富な自然食品です。有料で持ち帰りもできます(7月上旬～ 明石地区：高橋農園)。

富谷宿

江戸時代、仙台藩の南北を結ぶ奥州街道の宿駅として栄え、2020年に開宿400年をむかえた「富谷宿」。

奥道中歌に「国分の町よりここへ七北田よ富谷茶飲んで味は吉岡」と詠まれたように、富谷宿は、旅人の宿場として隆盛を極めた歴史があります。天保13(1842)年の記録によると、宿屋、呉服屋、酒場、醤油屋など25業種、75軒もの店が街道沿いに軒を連ねていたと伝えられています。2020年には開宿400年をむかえた富谷宿。今日もしんまち地区を散策すると、当時の面影が感じられます。



富谷市まちづくり産業交流プラザ『TOMI+とみぷら』



旧富谷町役庁舎を改修し、平成30年7月オープン。創業支援や市民交流の拠点。富谷市民俗ギャラリーや富谷市シルバー人材センターも入る複合施設。

中宿の景観



本陣跡から、熊野神社へと続く中宿付近の街道沿いには、宿場町らしい情緒ある景観が今も色濃く残っています。

恋路の坂



アララギ派の歌人・原阿佐緒とアインシュタインの弟子・石原純博士の恋にちなんで名付けられた富ヶ岡公園に至る坂道。

脇本陣跡



脇本陣をつとめた名望家の氣仙屋。1876年と1881年の東北北海道行幸で明治天皇が御小休なされたこともあり、その部屋は現在も保存されています。

富谷宿



明治末期に建てられた土蔵を改修し、しんまちの資料館・地場産品販売所として営業。2021年には、国の登録有形文化財に登録されました。(黒川地区初)

熊野神社



宿場町「富谷宿」が開設された際に、それまでは現在地よりも東にあった熊野神社を、宿場の入り口にあたる場所へ移設したと伝えられています。

富谷宿観光交流ステーション(とみやど)



本市の偉人 内ヶ崎作三郎氏の生家や土蔵等を改修した観光交流の拠点、起業創業の実践・チャレンジの拠点です。新しい施設ながら風情を感じられる「とみやど」では、グルメを楽しめるほか、週末には、趣向を凝らしたイベントを開催しており、賑わいを感じることができます。

富谷市ビジネス交流ベース『NIYADO(にやど)』



富谷宿で荷物の管理や馬の手配、手形発行を行っていた「荷宿」をリノベーションしたシェアオフィス。市民等が創業チャレンジや交流できる場を備え、新たなビジネスを創造する拠点としての役割を担っています。

市内公共施設一覧

施設区分	機関名称	所在地	電話番号
役所	富谷市役所	富谷坂松田 30 番地	☎ 358-3111
出張所・公民館	富ヶ丘出張所・富ヶ丘公民館	富ヶ丘三丁目 1 番 28 号	☎ 358-6310・358-2538
	東向陽台出張所・東向陽台公民館	明石台一丁目 1 番地	☎ 372-6271・373-8271
	あけの平出張所・あけの平公民館	あけの平二丁目 22 番地 14	☎ 358-9280・358-9277
	日吉台出張所・日吉台公民館	日吉台二丁目 22 番地 15	☎ 358-0024・358-8293
	成田出張所・成田公民館	成田一丁目 1 番地 1	☎ 348-3023・348-3955
	富谷中央公民館	富谷西沢 13 番地	☎ 358-2036
保健福祉施設	福祉健康センター	富谷西沢 13 番地	☎ 358-7466
	保健福祉総合支援センター（地域包括支援センター）	富谷桜田 1 番地 1	☎ 348-1138
	富ヶ丘・日吉台圏域地域包括支援センター（地域包括支援センターいちい）	富ヶ丘二丁目 10 番 15 号	☎ 343-5920
	東向陽台・成田圏域地域包括支援センター（地域包括支援センターさくら）	成田一丁目 5 番地 5	☎ 205-2571
	富谷中央・あけの平圏域地域包括支援センター（地域包括支援センターわかば）	富谷桜田 1 番地 11	☎ 779-0633
	地域活動支援センター	富谷桜田 1 番地 7	☎ 779-0241
	とみや子育て支援センター“とみここ”	明石台七丁目 2 番地 1	☎ 343-5528
保育所等	富谷保育所	富谷狸屋敷 30 番地	☎ 358-1699
	富ヶ丘保育所	富ヶ丘三丁目 1 番 38 号	☎ 358-3288
	東向陽台保育所	東向陽台三丁目 17 番 3 号	☎ 373-9733
	成田保育所	成田三丁目 15 番地 7	☎ 348-3216
	上桜木果樹園の森こども園（認定こども園）	上桜木二丁目 1 番地 9	☎ 348-7360
	明石台若樹の森こども園（認定こども園）	明石台四丁目 3 番地 3	☎ 374-5627
	とみや杜の橋こども園（認定こども園）	杜乃橋二丁目 11 番地 6	☎ 348-5101
	アルシュ富谷こども園（認定こども園）	明石台七丁目 2 番地 2	☎ 341-0740
	富谷ひよこ園（認定こども園）	成田四丁目 18 番地 5	☎ 347-3394
	認定こども園 明石台こども園（認定こども園）	明石台一丁目 2 番地 1	☎ 341-3151
	富ヶ丘菜の花保育園（認可保育所）	富ヶ丘三丁目 1 番 28 号	☎ 341-0059
	ぶらむ保育園富谷（認可保育所）※	三ノ関坂ノ下 127 番 2	☎ 341-8152
	明石台くまちゃん保育園（認可保育所）	明石台五丁目 1 番地 17	☎ 725-6958
	ぶらむ保育園大清水（認可保育所）	大清水一丁目 9 番地 8	☎ 358-7666
	富谷ひよこの里（小規模保育室）	成田一丁目 6 番地 1	☎ 341-3046
	大清水ぞうさん保育園（小規模保育室）	大清水二丁目 22 番地 1 エスコート 大清水ショッピングセンター内	☎ 341-5708
	ひよこのおうち（小規模保育室）	成田一丁目 6 番地 1	☎ 347-3133
	キッズフィールド大清水園（小規模保育室）	大清水二丁目 13 番地 2	☎ 341-8908
	とみや子育てサロン	富谷西沢 13 中央公民館 2 階	☎ 779-6981
幼稚園	富谷幼稚園	富谷狸屋敷 13 番地	☎ 358-2164
小学校	富谷小学校	富谷狸屋敷 85 番地	☎ 358-2089
	富ヶ丘小学校	富ヶ丘一丁目 17 番 37 号	☎ 358-3814
	東向陽台小学校	明石台一丁目 37 番地 13	☎ 358-4577
	あけの平小学校	あけの平二丁目 18 番地 1	☎ 358-7444
	日吉台小学校	日吉台一丁目 13 番地 1	☎ 358-1486
	成田東小学校	成田六丁目 36 番地 1	☎ 351-7631
	成田小学校	成田三丁目 1 番地 1	☎ 351-7567
	明石台小学校	明石台五丁目 15 番地 1	☎ 772-5307
中学校	富谷中学校	穀田土間沢一番 9 番地	☎ 358-2042
	富谷中学校西成田教室	西成田郷田一番 94 番地	☎ 347-3601
	富谷第二中学校	あけの平三丁目 86 番地	☎ 358-3291
	東向陽台中学校	明石台一丁目 14 番地	☎ 373-8777
	日吉台中学校	日吉台三丁目 19 番地 2	☎ 358-1629
	成田中学校	成田三丁目 34 番地 1	☎ 348-3353
スポーツ施設	総合運動公園	一ノ関驕合山 6 番地 8	☎ 358-5400
	富谷市パークゴルフ場“やすらぎパークとみや”	大亀漆穂二番 12 番地 2	☎ 341-1711
文化施設	文化創造の森 大黒澤苑	明石二反目 42 番地	☎ 348-8105
観光施設	富谷宿観光交流ステーション「とみやど」	富谷新町 111 番地 1	☎ 347-3344
その他施設	富谷市民俗ギャラリー	富谷新町 95 番地	☎ 358-1531
	富谷市まちづくり産業交流プラザ（TOMI+：とみぶら）	富谷新町 95 番地	☎ 341-2622
	富谷市ビジネス交流ベース（NIYADO：にやど）	富谷新町 39 番地	☎ 739-7511
	学校給食センター	富谷坂松田 20 番地 1	☎ 358-0008
	西成田コミュニティセンター	西成田郷田一番 94 番地	☎ 358-2551
	大亀山森林公園	大亀和合田二番 13 番地 1	☎ 348-5885
	清掃センター	石積堀田 11 番地 1	☎ 358-4321
	富谷市営墓地“やすらぎパークとみや”	大亀漆穂二番 12 番地 2	☎ 341-1711



富谷市役所



あけの平出張所・公民館



富ヶ丘保育所



明石台小学校



日吉台中学校



とみや子育て支援センター“とみここ”

各種サービス・手続きのご案内

住民票・戸籍証明書	9
税	14
くらし	16
ごみ	20
子ども・子育て	21
国保・後期高齢者 医療・年金	27
健康長寿	30
生涯学習	33
議会・広報・広聴	35
交通安全・防火・防災	36
避難場所等一覧 避難場所地図	38
市内・近隣の医療機関	44

転入届（市外からのお引越し）

■届出期間

新しい住所にお住まいになってから 14 日以内に届出してください。お住まいになる前に届出することはできません。

■届出の場所

市役所（市民課）、各出張所

■届出に必要なもの

・転入届

氏名、生年月日、新住所等の必要事項を転出証明書のとおりにご記入ください。届出用紙は市役所（市民課）や各出張所に備え付けてあります。事前に届出用紙が必要な方は、市ホームページよりダウンロードすることもできます。

・本人確認書類

マイナンバーカード、運転免許証、パスポート等

・転出証明書

前住所地の市区町村から交付を受けてください。ただし、マイナンバーカードを使用した特例転出を行った方は、転出証明書が発行されませんので、マイナンバーカードをご持参ください。

※海外からの転入の場合

①パスポート②戸籍謄本③戸籍の附票④入国日が分かるものの4つが必要です。

②③については本籍地で交付を受けてください。

■関連して手続きが必要となるもの

・マイナンバーカード

マイナンバーカードの継続手続きは市役所（市民課）のみの取扱いとなります。

・その他

義務教育中のお子様がいる場合は前の学校の在学証明書をお持ちください（引き続き前の学校に通学する場合は区域外就学の届出が必要です。）。

各種医療給付や児童手当等の対象となる方は、手続きが必要となります。詳しくは、子育て支援課（☎ 358-0516）へお問い合わせください。



転出届（市外へのお引越し）

■届出期間

転出予定日の 14 日前から届出できます。

■届出の場所

市役所（市民課）、各出張所

■届出に必要なもの

・転出届

氏名、生年月日、新住所等の必要事項をご記入ください。届出用紙は市役所（市民課）や各出張所に備え付けてあります。事前に届出用紙が必要な方は、市ホームページよりダウンロードすることもできます。また、郵送で届出をすることもできます。

・本人確認書類

マイナンバーカード、運転免許証、パスポート等

■関連して手続きが必要となるもの

・国民健康保険証（健康推進課 ☎ 358-0512）

加入していた方が転出する場合や世帯主が転出する場合は返却してください。

・後期高齢者医療被保険者証（健康推進課 ☎ 358-0512）

加入していた方が転出する場合は返却してください。

・各種医療費助成受給者証

（子育て支援課 ☎ 358-0516、地域福祉課 ☎ 358-3294）

受給していた方が転出する場合は返却してください。

・印鑑登録証

印鑑登録を行っていた方が転出する場合は返却してください。

・マイナンバーカード

新住所地にて、住所の追記および継続利用手続きを行ってください。

※国外へ転出される方は、市民課にて国外転出手続きが必要です。

転居届（市内でのお引越し）

■届出期間

新しい住所地にお住まいになってから 14 日以内に届出してください。お住まいになる前に届出することはできません。

■届出の場所

市役所（市民課）、各出張所

■届出に必要なもの

・転居届

氏名、生年月日、新住所等の必要事項をご記入ください。届出用紙は市役所（市民課）や各出張所に備え付けてあります。事前に届出用紙が必要な方は、市ホームページよりダウンロードすることもできます。

・本人確認書類

マイナンバーカード、運転免許証、パスポート等

■関連して手続きが必要となるもの

・国民健康保険証（健康推進課 ☎ 358-0512）

加入していた方が転居する場合や世帯主が転居する場合は返却してください。

・各種医療費助成受給者証

（子育て支援課 ☎ 358-0516、地域福祉課 ☎ 358-3294）

受給していた方が転居する場合は、住所変更の届出が必要です。

・マイナンバーカード

新しい住所の記載が必要です。

マイナンバーカードの券面事項更新については、市役所（市民課）のみの取扱いとなります。

※外国人の方の転入届・転居届については、市民課のみでの対応となります。なお、転出届については出張所でも可能です。必要書類等についてはお問い合わせください。

印鑑登録

印鑑登録証明書は、個人の印鑑が、市の条例に基づいて登録されたものであることを公に証明するものです。富谷市の住民基本台帳に記録のある方が印鑑登録できます。

■届出の場所

市役所（市民課）、各出張所

■届出に必要なもの

・印鑑登録申請書

氏名、生年月日、住所等の必要事項をご記入ください。

・印鑑

登録する印鑑をお持ちください。

・官公署発行の写真入り身分証明書

マイナンバーカード、運転免許証、パスポート等、または印鑑登録申請者の保証書（写真入りの身分証明書を持ってない場合に市内で印鑑登録している方に本人であることを保証してもらう書類）のいずれかをお持ちください。

■その他

上記のいずれかによる方法で本人確認ができない場合と、代理人の方からの申請の場合は、本人あてに確認するための照会文書を郵送します。その後本人が記入した回答書を、届出した窓口へ提出していただきますので、登録するまでに日数がかかります。また、15歳未満の方および意思能力を有しない者は印鑑登録をすることができません。

■登録できない印鑑

- ・氏名、氏または名を表していないもの。
- ・職業、資格などの氏名以外の事項を表しているもの。
- ・ゴム印やその他の変形しやすいもの。縁が欠けているもの。
- ・印影の大きさ（一辺の長さ）が8mm～25mm以内に収まらないもの。
- ・印影を鮮明に表しにくいもの。
- ・いわゆる三文判（大量生産された既製品）

■手続きの流れ

本人の場合	代理人の場合
本人であることを、下記のいずれかの方法で確認できるものをお持ちの方	本人であることが、確認できるものをお持ちでない方
・運転免許証 ・官公署発行の身分証明書で本人の写真が貼付されているもの（パスポートやマイナンバーカードなど） ・保証書（市内で印鑑登録している方が登録印を押して本人に相違ないことを保証した書面。指定の用紙は、市民課や各出張所にあります。）	委任の旨を証明する書類（代理人選任届）をお持ちの方 すぐに登録はできません。ご注意ください。 本人へ確認文書（照会書および委任状）を郵送します。
すぐに登録できます。	照会書についている回答書に記入し、期限内に窓口へ提出してください（代理人の方については、代理人選任届も必要です）。

印鑑登録証（カード）をお渡しします（受領する方の印鑑が必要です）。

■印鑑登録証や登録印鑑の紛失、登録印鑑の変更による届出

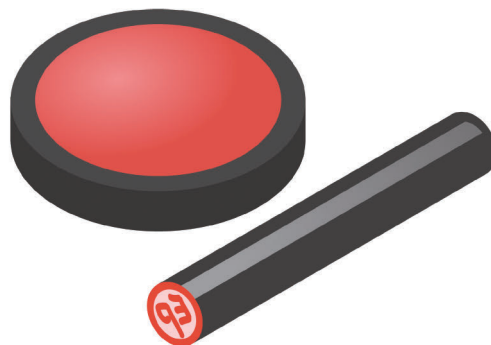
印鑑登録証（カード）を紛失した場合は、登録印鑑があっても印鑑登録証明書の発行はできませんので、印鑑登録証亡失届により登録を廃止し、再度印鑑登録を行っていただくことになります。また、登録印鑑を変更する場合や登録印鑑を紛失してしまった場合にも、印鑑登録廃止届により登録を廃止し、新たに印鑑登録を行っていただくことになります。なお、登録は、上記「手続きの流れ」による方法となります。

■印鑑登録証明書

印鑑登録証（カード）をお持ちになり、申請書に登録している方の住所・氏名・生年月日を間違いなく記入していただければ、代理人でも印鑑登録証明書の交付が受けられます。

本人が登録印鑑を持参されて身分証明書（運転免許証等）を提示されても印鑑登録証（カード）がない場合は印鑑登録証明書の交付は受けられませんので、十分にご注意ください。

また、印鑑登録証明書の郵送による交付申請はできません。



出生届

■届出期間

生まれた日を含めて 14 日以内に届出してください。

■届出の場所

届出人の本籍地、子が生まれた場所、住所地のいずれかの市区町村に届出することができます。

■届出に必要なもの・届出人等

父または母が第一順位の届出人となります。父または母が届出できない場合はご相談ください。その他に届書右側の出生証明書に医師または助産師からの証明が必要です。通常届出用紙は出産した病院で用意してあります。

※届出人の署名が必要です。(押印は任意)

・母子健康手帳

届出を受理したことを証明しますので、お持ちください。

■関連して手続きが必要となるもの

・国民健康保険証等(健康推進課 ☎ 358-0512)

母が国民健康保険に加入している場合は世帯主に対して出産一時金が支給されますので、領収書・世帯主名義の預金通帳をお持ちください。

・子ども医療費受給等(子育て支援課 ☎ 358-0516)

児童手当や子ども医療費受給資格登録については、P22(子ども・子育て)をご覧ください。

死亡届について

■届出期間

死亡の事実を知った日から 7 日以内に届出してください。

■届出の場所

死亡者の本籍地、亡くなった場所、届出人の住所地のいずれかの市区町村に届出することができます。

■届出に必要なもの・届出人等

同居の親族が第一順位の届出人となり、同居の親族が届出できない場合はその他の同居者、死亡場所の家主、地主、家屋もしくは土地の管理人の順序で届出義務を負います。また順序にかかわらず同居をしていない親族からも届出することができます。届書右側の死亡診断書(死体検案書)に医師からの証明が必要です。

※届出人の署名が必要です。(押印は任意)

■関連して手続きが必要となるもの

・国民健康保険証/後期高齢者医療被保険者証(健康推進課 ☎ 358-0512)

亡くなった方が国民健康保険・後期高齢者医療保険に加入していた場合は返却してください。葬祭費が支給されますので、喪主の預金通帳・会葬礼状か葬儀の領収書の写し等をお持ちください。社会保険や共済組合の方はご加入の団体に直接お問い合わせください。

・年金(健康推進課 ☎ 358-0512)

・介護保険被保険者証(長寿福祉課 ☎ 358-0513)

・身体障害者手帳等(地域福祉課 ☎ 358-3294)

・水道の名義変更(上下水道課 ☎ 358-0529)

婚姻届

■届出の場所

本籍地、住所地のいずれかの市区町村に届出してください。

■届出に必要なもの・届出人等

届出人となるお二人の署名のほかに、届書右側の証人欄に成年者 2 名の署名が必要です。届出用紙は市民課や各出張所で配付しています。

離婚届

■届出期間

協議離婚の場合は、届出した日から効力が発生しますので届出期間はありません。裁判・調停離婚の場合は、確定・成立の日から 10 日以内に届出が必要です。確定・成立の日から離婚の効力は発生しますが、届出をしないと離婚事項が戸籍に記載されません。

■届出の場所

本籍地または住所地のいずれかの市区町村に届出してください。

■届出に必要なもの・届出人等

協議離婚の場合は夫妻二人が届出人となり、それぞれの署名が必要となります。調停離婚や裁判離婚の場合は、申立人もしくは裁判の訴えを提起した方が届出人となり、その方の署名が必要となります。また協議離婚の場合は、届書右側の証人欄に成年者 2 名の署名が必要となります。届出用紙は市民課や各出張所で配付しています。

・その他

調停離婚の場合は調停調書の謄本、審判または判決離婚の場合はその謄本と確定証明書が必要です。

転籍届

■届出の場所

本籍地、住所地、転籍地のいずれかの市区町村に届出してください。

■届出に必要なもの・届出人等

筆頭者および配偶者双方が届出人となり、署名が必要です。夫婦の一方が死亡等によりすでに除籍になっている場合は、その生存配偶者のみ届出ができます。ただし双方が除籍になっている場合は、他の在籍者からの転籍届出はできません。

戸籍届出時の本人確認の実施

富谷市では創設的な戸籍届出のうち、「婚姻届・協議離婚届・認知届・養子縁組届・養子離縁届」の届出人を対象に、本人確認をしています。

本人確認の方法としては、マイナンバーカード、運転免許証・パスポート、その他官公署発行の写真入り身分証明書等を提示していただきます。

届出人の本人確認ができない場合、来庁者が使者の場合、勤務時間外および休日に届出があった場合には、届出人に対して届出があった旨をお知らせする通知を郵送します。

もし身に覚えのない通知が届きましたら、市民課までご連絡ください。

戸籍の広域交付（市民課のみ）

令和6年3月より本籍地以外の市区町村の窓口でも戸籍証明が請求できます。

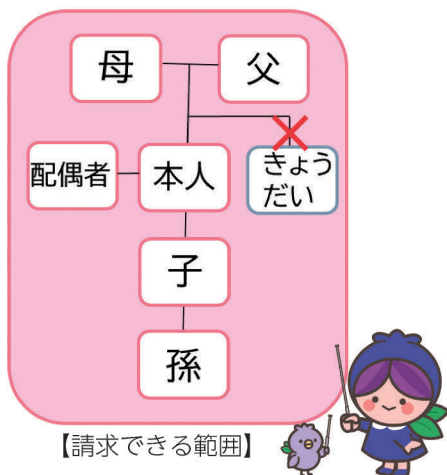
証明書の種類	手数料（1通）
戸籍全部事項証明（戸籍謄本）	450円
除籍全部事項証明（除籍謄本）	750円
改製原戸籍謄本	750円

※個人の証明（抄本）は交付できません。

また、一部取得できない戸籍証明書もあります。

・請求できる人

本人、配偶者、父母・祖父母、子・孫など直系の方



・請求方法

市民課窓口のみで請求できます。（出張所は不可）

郵送請求や委任状による代理人請求はできません。

また、本人確認のため、顔写真付きの公的身分証明書（マイナンバーカードや運転免許証等）の提示が必要です。

住民票・印鑑登録証明書・戸籍の証明の請求

住民票や印鑑登録証明書、戸籍の証明などの証明書が必要な場合は、市民課や各出張所で請求できます。

ただし、戸籍の証明で、本籍が富谷市以外の場合は市民課のみで請求となります。（広域交付を参照）

・本人の代わりに代理人の方が窓口で請求する場合は、委任の旨を証する書面（代理人の住所・氏名、請求する証明書の種類、委任者の住所・署名（署名以外の場合は押印））の添付が必要です。

ただし、印鑑登録証明書の請求の場合は、委任の旨を証する書面ではなく印鑑登録証の提示が必要です。

・第三者が、契約等により発生する権利行使や義務履行のため住民票等の証明書を請求する場合は、その内容が分かる資料が必要となります。正当な理由と認められない場合は交付できません。

・郵送で請求する場合は、必要な証明書の種類を明記した請求書と切手を貼付した返信用封筒および手数料（定額小為替）と本人確認書類（運転免許証など）のコピーを同封して請求してください。

・証明書取得の際に、本人確認を実施しています。手続きの際は、本人確認書類をお持ちください。

・コンビニのマルチコピー機でも取得できます。P13「コンビニ交付サービス」参照

証明書の種類	手数料	備考
戸籍全部事項証明書（いわゆる戸籍謄本）	1通 450円	戸籍に記載されている方全員について証明
戸籍個人事項証明書（いわゆる戸籍抄本）	1通 450円	戸籍に記載されている方のうち、必要とする方だけについて証明
除籍・改製原戸籍の全部事項証明（謄本）	1通 750円	除籍または改製された戸籍に記載されている方全員について証明
除籍・改製原戸籍の個人事項証明（抄本）	1通 750円	除籍または改製された戸籍に記載されている方のうち、必要とする方だけについて証明
身分証明書	1通 300円	成年被後見人、非保佐人、後見の登記、破産宣告の有無についての証明
戸籍の附票	1通 300円	その戸籍を編製した以降の住所異動履歴の証明
住民票の写し	1通 300円	必要に応じて、世帯主・続柄・本籍・戸籍の筆頭者を省略することが可能
印鑑登録証の交付（印鑑の登録）	1件 300円	
印鑑登録証明書	1通 300円	印鑑登録証（カード）が必要です（提示がない場合、登録者本人でも交付できませんのでご注意ください）。

マイナンバーカード

マイナンバーカードは、マイナンバーが記載された顔写真付きのICカードです。本人確認のための公的身分証明書として利用できるほか、コンビニ交付、e-Tax を利用した電子申請など様々なサービスに利用できます。

■有効期限

- 18 歳以上の方：発行日より 10 回目の誕生日まで
- 18 歳未満の方：発行日より 5 回目の誕生日まで

■申請方法

マイナンバーカード交付をご希望の方は、マイナンバー通知カードに付随の交付申請書または市役所窓口にて交付された交付申請書に必要事項を記入の上、下記送付先へ郵送してください。

郵送による申請のほか、申請時に本人が本人確認書類を持って来庁いただく方法、パソコンやスマートフォンからも申請できます。詳しくは市民課までお問い合わせください。

〒 219-8732

日本郵便株式会社 川崎東郵便局 郵便私書箱第 2 号
地方公共団体情報システム機構
個人番号カード交付申請書 受付センター 行

■受け取り方法

カードが出来上がると市役所よりマイナンバーカード交付通知書をご住所あてに送付します。交付通知書を受け取ったら、必ず申請した本人が、市役所（市民課）に来庁していただきます。お持ちいただくものは以下のものです。

- ・マイナンバーカード交付通知書（ハガキ）
- ・マイナンバー通知カード
- ・顔写真付きの公的身分証明書（運転免許証等。写真入りの公的身分証明書がない場合は保険証や年金手帳、診察券など住所、生年月日が記載されているもの 2 点）
- ・住民基本台帳カード（お持ちの方のみ）

※病気などやむを得ない理由がある方のみ、代理による受け取りができます。その他受け取りについてご不明点がある方は、事前に市民課までお問い合わせください。

コンビニ交付サービス

マイナンバーカードを利用して、全国のコンビニエンスストア等のキオスク端末（マルチコピー機）で住民票等の証明書が取得できます。

●利用できる時間

6 時 30 分～ 23 時
（年末年始の 12 月 29 日～ 1 月 3 日及びメンテナンス時を除く。）

●利用できる方

- ・マイナンバーカードを持っている方
- ・マイナンバーカードに利用者証明用電子証明書が搭載されている方
- ・富谷市に住民登録がある方
- ・富谷市に本籍がある方（戸籍証明）

●取得できる証明書

住民票の写し、住民票記載事項証明書、印鑑登録証明書、戸籍全部（個人）事項証明書、戸籍の附票、課税証明書、非課税証明書（収入がなく、家族の扶養になっている方は不可）、所得証明書

※「戸籍証明」は本籍地が富谷市の方または本籍地の自治体で、コンビニ交付サービスを行っている場合のみご利用いただけます。

●手数料

1 通 300 円
※戸籍全部（個人）事項証明書は 1 通 450 円

自動車臨時運行許可（仮ナンバー）

普通自動車等、車検を要する車両のうち、未登録または車検切れになっているものを一時的に運行するための制度です。原則として 1 目的 1 許可となり、運行経路に富谷市が含まれている場合に限りです。

■申請場所等

申請は市民課、運行日の当日または前日の午後のみとなります。

■申請に必要なもの

- ・申請書（窓口備付） ・自動車検査証等
- ・自動車損害賠償責任保険証明書（自賠責保険証）
- ・本人確認書類（運転免許証等）

●手数料 1 台 750 円

【通知カード】



【マイナンバーカード】



(表面)



(裏面)

市民税・県民税

毎年1月1日現在、市内に住民登録のある方に対して課税されます。前年中の所得（収入から必要経費を差し引いたもの）をもとに計算され、パートやアルバイト収入も課税の対象となります。

■税額

一律にかかる均等割と、所得に応じてかかる所得割で計算されます。

- ・均等割額 年 5,200 円（市民税 3,000 円、県民税 2,200 円）
- ・所得割額 課税所得額×税率10%（市民税6%、県民税4%）－税額控除
※課税所得額＝所得金額－所得控除額

- ・森林環境税 1,000 円

■課税の対象

給与収入のみの場合	市民税・県民税	
	所得割	均等割
93 万円以下	非課税	非課税
93 万円超～100 万円以下		課税
100 万円超～	課税	

※扶養親族がない場合の計算となります。

■市民税・県民税の申告

前年に所得のあった方は、毎年3月15日までに所得金額を申告しなければなりません（所得税の確定申告をした方は不要）。

なお、給与所得者で年末調整されている方や公的年金収入が400万円以下でその他の所得が20万円以下の方は申告の必要はありませんが、医療費や社会保険料、生命保険料などの各種控除を加える場合は、所得税の確定申告または市民税・県民税の申告が必要です。

固定資産税

毎年1月1日現在、市内に土地・家屋・償却資産を所有している方に対して課税されます。1月2日以降に売却や取り壊しなどをしても、その年度分の税金は全額納めていただくことになります。

■固定資産の評価額

評価額は、一定の基準により適正な時価を求める方法により決定し、原則として3年ごと（償却資産は毎年度）に評価を見直すことになっております。

■税額

評価額をもとに決定した課税標準額に税率1.4%を乗じて計算されます。

土地については、住宅用地の特例措置があり、家屋については新築、耐震改修・バリアフリー改修・省エネ改修等の減額措置があります。また、東日本大震災で被災された方への減額措置もございますので、詳しくはお問い合わせください。

軽自動車税

毎年4月1日現在、軽自動車等を所有している方に対して課税されます。4月2日以降に廃車などをしても、その年度

分の税金は全額納めていただくことになります。

■申告

軽自動車等を取得したとき、廃車、譲渡、盗難などで所有しなくなったとき、または転入・転出などの住所変更があったときは、15日以内に次のところへ申告してください。

車 種	申告場所
原動機付自転車 (125cc 以下) 小型特殊自動車	税務課、各出張所
軽四輪車 (660cc 以下)	宮城県軽自動車協会 〒983-0013 仙台市宮城野区中野 4-1-38 ☎050-3816-1830
軽二輪車 (125cc 超 250cc 以下) 二輪の小型自動車 (250cc 超)	東北運輸局宮城運輸支局 〒983-8540 仙台市宮城野区扇町 3-3-15 ☎050-5540-2011

■税額

車種、排気量により計算されます。排ガス・燃費性能の基準によるグリーン化特例（軽課）や登録年数による経年車重課の制度もありますので、詳しくはお問い合わせください。

■ご当地ナンバーについて

富谷市では、原動機付自転車用については、通常ナンバーと当市のPRを目的としたご当地ナンバーを選択できます。

また、すでに登録している車輛でも希望により交換できます。※標識番号は選択できません。

対象車種

- 50cc 以下（白色）
- 90cc 以下（黄色）
- 125cc 以下（桃色）



ご当地ナンバー

税の各種証明書など

個人の秘密に関わりますので、代理人が申請する場合は、本人からの委任状が必要です（市民税・県民税非課税証明書は、同一世帯の方からの申請であれば、委任状は必要ありません）。窓口では、身分証明書（運転免許証、健康保険証など）の提示をお願いします。

種 類	手数料	種 類	手数料
市民税・県民税所得証明書	300 円	固定資産税評価証明書	300 円
市民税・県民税課税証明書	300 円	固定資産税公課証明書	300 円
市民税・県民税非課税証明書	300 円	住宅用家屋証明	1,300 円
納税証明書	300 円	名寄帳の写し	300 円
車検用納税証明書	無料	公図の写し	300 円

税金の減免

税

生活保護を受けたり、災害にあった場合などに市民税・県民税、固定資産税、国民健康保険税などが減免される場合があります。また、身体障がい者等の人が軽自動車を所有している場合の軽自動車税も減免される場合があります。詳しくは、お問い合わせください。

口座振替をご利用ください

市税等の納付は便利な口座振替をおすすめします。口座振替を利用すれば、納め忘れの心配がなくなります。

・取扱金融機関

七十七銀行※・新みやぎ農業協同組合・仙台銀行※・古川信用組合※・仙台農業協同組合・荘内銀行※・全国のゆうちょ銀行

※がついているものは Web で口座振替の申込みが可能です。詳細は市ホームページをご覧ください。



・ご利用できる市税、保険料

市民税・県民税（普通徴収） 固定資産税
軽自動車税（種別割） 国民健康保険税（普通徴収）
介護保険料（普通徴収） 後期高齢者医療保険料（普通徴収）

市税及び保険料の年金天引

市税（国民健康保険税、市民税・県民税）及び保険料（介護保険料、後期高齢者医療保険料）については、年額 18 万円以上の年金を受給している方は、原則年金天引きになります。

ただし、国民健康保険税と後期高齢者医療保険料は、介護保険料とそれぞれの合計額が年金受給額の 1/2 を超える場合などには年金天引きにはなりません。

また、市民税・県民税は、年金所得から生じた税額だけが年金天引きの対象となります。

種 類	対象年齢(4/1現在の満年齢)	対象年金
介護保険料	65 歳以上	老齢（退職）、障害、遺族年金
国民健康保険税	加入者全員が 65 歳以上 75 歳未満	
後期高齢者 医療保険料	75 歳以上 (特例対象者は 65 歳以上)	
市民税・県民税	65 歳以上	老齢（退職）年金

市税などの納期限

納期限は、各納付月の末日です（末日が土・日、祝日等の場合は、翌開庁日が納期限となります）。

種 類	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
市民税・県民税（普通徴収）			1 期		2 期		3 期		4 期			
固定資産税		1 期		2 期		3 期		4 期				
軽自動車税（種別割）		全期										
国民健康保険税（普通徴収）	1 期		2 期	3 期	4 期	5 期	6 期	7 期	8 期	9 期	10 期	
介護保険料（普通徴収）			1 期		2 期		3 期		4 期		5 期	
後期高齢者医療保険料（普通徴収）				1 期	2 期	3 期	4 期	5 期	6 期	7 期	8 期	9 期

市税等は、定められた納期限までに納めましょう。納期限を過ぎると延滞金や、督促状が発送された場合は督促手数料が加算されます。

市税・保険料の納付場所

■金融機関本支店

七十七銀行・新みやぎ農業協同組合・仙台銀行・仙台農業協同組合・古川信用組合・荘内銀行

■富谷市役所

富谷市役所会計課・富ヶ丘出張所・東向陽台出張所・あけの平出張所・日吉台出張所・成田出張所

■ゆうちょ銀行・郵便局

宮城県・青森県・岩手県・秋田県・山形県・福島県に所在するゆうちょ銀行

※介護保険料・後期高齢者医療保険料については、富谷市専用の払込取扱票があれば上記 6 県以外の店舗での納付も可能となりますので、税務課（☎ 358-0519）にお問い合わせください。

■コンビニエンスストア

MMK 設置店、くらしハウス、スリーエイト、生活彩家、セイコーマート、セブン-イレブン、タイエー、デイリーヤマザキ、ニューヤマザキデイリーストア、ハセガワストア、ハマナスクラブ、ファミリーマート、ポプラ、ミニストップ、ヤマザキスペシャルパートナーショップ、ヤマザキデイリーストア、ローソン、ローソンストア 100

■スマートフォン決済

Pay Pay、LINE Pay 請求書支払い、PayB、支払秘書

※スマートフォン決済では領収書が発行されませんのでご了承ください。

※次の場合はコンビニ、スマートフォン決済で納付できません。

- ・介護保険料・後期高齢者医療保険料
- ・バーコードの印字がないもの
- ・バーコードがあっても読み取れないもの
- ・金額を訂正したもの
- ・1 通あたりで金額が 30 万円を超えるもの

※納期限が過ぎたものは、納付できない場合があります。

■共通納税（「eL-QR」付き納付書のみ）

全国の QR コード対応金融機関、スマートフォン決済アプリ、クレジットカード、インターネットバンキング、ダイレクト納付、ページ番号納付

詳細は、「地方税お支払いサイト」をご確認ください。

※次の場合は共通納税で納付できません。

- ・「eL-QR」があっても読み取れないもの
- ・金額を訂正したもの

※納期限が過ぎたものは、納付できない場合があります。

水道

【お問い合わせ先】 上下水道課 (☎ 358-0529)

■使い始めるとき

使い始める3業務日前までに「みやぎ電子申請サービスポータルトップ」より申請していただくか、上下水道課または各出張所窓口へご連絡ください。なお、開栓作業は平日のみ行っています。受付当日および休日の作業は行っておりません(12月29日～1月3日は開・閉栓業務は行っておりません。)

東向陽台地区については、仙台市の給水区域になりますので、仙台市水道局コールセンター (☎ 748-1111) へお問い合わせください。

■名義の変更について

相続等の理由により使用者の名義を変更したい場合は、名義変更届を提出してください。この場合料金の精算はされませんのでご注意ください。

料金を精算する場合は、給水使用中止届(前使用者提出)と給水使用開始申込書(新使用者提出)の2枚を提出していただくことになります。

■中止するとき

水道を止める3業務日前までに「みやぎ電子申請サービスポータルトップ」より申請していただくか、上下水道課または各出張所へお越しください(電話での受け付けは行っておりません)。なお、閉栓作業は平日のみ行っており、受付当日および休日の作業は行っておりません。

東向陽台地区については、仙台市の給水区域になりますので、仙台市水道局コールセンターへお問い合わせください。

上記の3つの手続きに関する各様式は、市ホームページよりダウンロードが可能です。様式に記入しFAX(358-9925)で申込を受け付けることも可能です。FAXを送信した場合、受信したかどうか確認(電話等でのご連絡)をお願いします。

上下水道料金のお支払い

【お問い合わせ先】 上下水道課 (☎ 358-0529)

上下水道料金の支払方法は納入通知書による方法と口座振替による方法があります。

納入通知書による方法とは、納入通知書の裏面に記載のある指定金融機関や東北六県のゆうちょ銀行・郵便局、市役所(会計課、上下水道課、各出張所)、コンビニエンスストアやスマートフォンアプリで納入していただく方法です。

口座振替による方法とは、指定金融機関にある口座から引き落とすことによって納入していただく方法です。

口座振替を希望される方は手続きが必要となりますので、金融機関の窓口で銀行届出印をお持ちいただき手続きをお願いいたします。

指定金融機関

七十七銀行 仙台銀行 荘内銀行
新みやぎ農業協同組合 仙台農業協同組合
古川信用組合 ゆうちょ銀行

対応するスマートフォンアプリ

PayPay 請求書払い LINEPay 請求書払い PayB 支払秘書
※指定金融機関以外からの口座引落し・クレジットカード・電子マネーでの納入は富谷市では現在取り扱っておりません。

市民バス

【お問い合わせ先】 企画政策課交通政策推進室 (☎ 358-3248)

■運行日

・月曜日～金曜日
※土・日曜日、祝日、年末年始(12月29日～1月3日)は全便運休となります。

■運賃

対象	料金
大人(中学生以上)	100円
小人(小学生)	50円
・未就学児 ・70歳以上の方 ・障がいをお持ちの方(介助者の方1名含む) ・遠距離通学者(教育委員会が認めた小学生) ・運転免許証を返納した60歳以上の方	無料

※1 70歳になられる方、障がいをお持ちの方は、毎年3月下旬に無料乗車証を交付しています。

※2 遠距離通学者等の方は、教育委員会より、無料乗車証を交付します。

※3 運転免許証を返納した60歳以上の方は、お問い合わせください。

※4 料金は乗車1回の金額です。また、目的地に行くために異なる路線を乗り継ぐ方には、「市民バス乗継乗車券」を交付します。

	販売料金		取扱場所
回数乗車券 (50円×11枚綴り)	500円		市民バス車内 市役所総合窓口 各出張所 富谷中央公民館
定期乗車券	大人	小人	市役所総合窓口 各出張所 富谷中央公民館
	1か月券	3,000円 1,500円	
	3か月券	8,000円 4,000円	
	6か月券	15,000円 7,500円	
乗継乗車券	無 料		市民バス車内

※片道利用(下車地指定)の方は、定期乗車券の料金が半額となります。

■その他

・天候、交通事情などにより、停留所に遅れて到着したり、場合によっては、運行を中止することがあります。
・バス乗車中は、乗務員の指示に従ってください。
・バスの時刻表は、市民バス車内、市役所総合窓口、各出張所などに備え付けています。

デマンド(予約)型交通の運行

【お問い合わせ先】 企画政策課交通政策推進室 (☎ 358-3248)

市では、市内の公共交通空白地域を対象としたデマンド(予約)型交通の運行を実施しています。

利用方法や運行時刻等については、広報や市ホームページ等でお知らせします。詳しくはお問い合わせください。

市営墓地

【お問い合わせ先】

生活環境課 (☎ 358-0515)

やすらぎパークとみや管理棟 (☎ 341-1711)

■墓地使用者が亡くなったとき

引き続き使用する場合、承継申請、使用をやめる場合は、使用廃止の届出が必要になります。

■亡くなった方の遺骨を納骨（埋蔵）するとき

納骨予定日の3日前までに管理棟へ電話で予約を入れてください。

使用許可証、火葬許可証等を添付の上、上記管理棟に埋蔵・改葬届を提出します。

■使用していた方が転出したとき

引き続き使用の場合は、登録内容変更申請書の提出が必要となります。

詳しくは生活環境課へお問い合わせください。

ペット

【お問い合わせ先】 生活環境課 (☎ 358-0515)

犬の飼い主は、飼い犬を登録（生涯1回）し、狂犬病予防注射（毎年1回）をしなければなりません。

■登録の手続き

犬を飼い始めたら生活環境課や各出張所で、犬の登録申請手続きを行ってください。また、引越しなどで住所が変更になった場合は「変更届」、犬が死んでしまったときは「死亡届」などの手続きが必要になります。

■注射の手続き

市では、年1回各地区を巡回し、狂犬病予防注射を実施しています。日程・場所等は、広報とみやでお知らせします。

なお、狂犬病予防注射は動物病院等でも受けられます。この場合、獣医師の発行する狂犬病予防注射済証を持参し、生活環境課や各出張所で狂犬病予防注射済票の交付手続きを行ってください。また、次の動物病院では、犬の登録申請、狂犬病予防注射済票の交付手続きもできます。

- ・いとう動物病院 (☎ 022-358-8259)
- ・明石台動物病院 (☎ 022-351-2330)
- ・オカリナ動物病院 (☎ 022-725-8998)
- ・くさか動物病院 (☎ 022-703-2117)
- ・ぼらべあ動物病院 (☎ 022-342-1646)

各手続きには手数料がかかる場合がありますので、所定料金を添え手続きしてください。

■飼えなくなった犬・猫の引き取り

何らかの事情により飼えなくなった場合は、塩釜保健所黒川支所で引き取りを行っています。詳しくはお問い合わせください。

・塩釜保健所黒川支所 (☎ 022-358-1111)

■飼い主には、マナーやルールを守る責務があります

- ・他人に迷惑をかけないように飼いましょう。
- ・犬を散歩させるときは、糞を回収し、尿は水で流しましょう。
- ・犬は係留（つないでおくこと）の義務が定められています。

必ずつないで散歩しましょう。

■ペットが死んだとき

犬や猫などの小動物が死んだときは、市でも対応できますのでご相談ください。集合火葬となりますので、お骨をお返しすることはできません。お骨の引き取りを希望される方は、民間業者にご相談ください。

また、飼い犬が死んだ場合は、死亡届が必要となりますので、生活環境課や各出張所で手続きを行ってください。

・引き取り料金 1頭 5,000円

・引き取り方法 ダンボールに入れてください。

業者が引き取りに伺います。

※土、日、祝日の引き取りは行っていません。

■富谷市営愛玩動物霊園を使用したいとき

【お問い合わせ先】

生活環境課 (☎ 358-0515)

やすらぎパークとみや管理棟 (☎ 341-1711)

申請日において富谷市に居住している方が使用可能です。おおむね体長1m以下で体重60kg以下の動物が対象となります。

・使用料 1体 3,000円

納骨（埋蔵）する前に生活環境課や各出張所で使用許可証の交付を受けます。納骨（埋蔵）する際は、民間の個別火葬業者等に依頼した後、焼骨のみをお持ちください。

犬・猫のマイクロチップ装着

「改正動物愛護法」が施行されペットショップやブリーダーなどの犬や猫を販売する事業者には、令和4年6月以降に取得した犬、猫へのマイクロチップ装着及び環境省の指定機関である日本獣医師会への情報登録が義務づけられました。

●これらの事業者から犬・猫を購入した場合には所有者の変更登録をし、所有者の情報を自分の名義に変更する必要があります。

●新たに飼い犬や飼い猫にマイクロチップを装着した場合は、飼い主情報の登録が必要となります。

●変更及び登録は、「環境省 犬と猫のマイクロチップ情報登録」のサイトより行えます。

●マイクロチップを装着し所有者情報を登録した犬については、従来行っていた市への飼い犬登録をしたとみなされるため、従来行っていた市への登録は不要となります。

●現在、マイクロチップを装着していない犬及び猫の飼い主は、飼っている犬や猫にマイクロチップを装着するよう努力することが求められています。

し尿の汲み取り

【お問い合わせ先】 生活環境課 (☎ 358-0515)

市内の汲み取り式のトイレや仮設のトイレの汲み取りは、黒川衛生協業組合 (☎ 345-2521) へお問い合わせください。

なお、営業時間は8時から17時で、土・日・祝日・年末年始は休みとなっています。また、料金については申し込みの際、確認をお願いします。

危険ブロック塀等の除却費助成制度

【お問い合わせ先】 都市計画課 (☎ 358-0527)

道路沿いに設置された高さ 1m 以上で危険性のあるブロック塀等の除却や除却後に生垣やフェンス等を設置する場合に費用の一部を助成します。

助成の上限は 37 万 5,000 円です。

工事を行う前に手続きが必要ですので、詳しくはお問い合わせください。

住宅の地震対策

【お問い合わせ先】 都市計画課 (☎ 358-0527)

平成 23 年 3 月 11 日の東日本大震災は、東日本広域に大きな被害を与えました。

富谷市では、地震に強い安全な街づくりを目指すため、昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工した戸建木造住宅へ低料金で木造住宅耐震診断士を派遣します。

詳しくは、都市計画課や各出張所に置いている募集案内をご覧ください。

住宅・土地

【お問い合わせ先】 都市計画課 (☎ 358-0527)

■家を建てる場合・増築する場合

家の新築や一定規模以上の増築等をする際には、工事を始める前に「建築確認申請書」を宮城県仙台土木事務所建築部または指定確認検査機関へ提出し、確認を受けなければなりません。

■市営住宅

入居者を募集する場合は、広報紙およびホームページでお知らせします。なお、申し込み等については都市計画課へお問い合わせください。

■地区計画の届出

地区計画を定めている区域内で、建築物や工作物の新築や増・改築または外構工事をするときには、工事を始める前に「地区計画の届出書」を都市計画課へ提出しなければなりません。

道路

【お問い合わせ先】 都市整備課 (☎ 358-0525)

■道路の補修・整備の相談

道路に関する相談や補修の要望は、次のところへご連絡ください。

国 道	国土交通省 仙台東国道維持出張所 管理係	☎ 246-4151
県 道	宮城県 仙台土木事務所 道路建設第一班	☎ 297-4125
市 道	富谷市役所 都市整備課	☎ 358-0525

■道路照明灯などが故障していたら

道路照明灯や防犯灯の故障や電球切れを見つけたときは、柱に貼ってある富谷市のシールの番号を都市整備課までお知らせください。

公園

【お問い合わせ先】 都市計画課 (☎ 358-0527)

■成田西公園テニスコート

成田西公園には、テニスコート（ハードコート）が 2 面あり、有料でご利用いただけます。予約および申請の手続きは、都市計画課や各出張所で受付します。1 面あたりの使用料は次のとおりです。

■使用料（市内在住の方の場合）

時 間	料 金
6 時～ 9 時	660 円
9 時～ 12 時	660 円
13 時～ 17 時	880 円
9 時～ 17 時	1,760 円

農園

【お問い合わせ先】 農林振興課 (☎ 358-0523)

■レクリエーション農園

小面積で農地を利用して野菜を育てるための貸農園があります。「ご案内と申込書」は、農林振興課窓口や各出張所にあります。

・利用できる人

市内に限らず市外の方でもご利用できます。

貸農園 1 区画の面積	5m × 6m の 30㎡
利用期間	4 月～ 3 月までの 1 年間（途中からも利用可）
利用料金	1 区画 5,000 円（年間）

地場産品

【お問い合わせ先】 農林振興課 (☎ 358-0523)

■野菜の直売

地元農家の方々が集まった「おんないん会」が、新鮮な野菜を直売しています。

	場 所	開催時間（営業時間）
①	食品館イトー 仙台泉店 （ホームセンタームサシ仙台泉店内） 「富谷市産直売野菜販売」コーナー	9 時 30 分～20 時
②	ビックハウス富谷店 「富谷市産直売野菜販売」コーナー	9 時～21 時
③	デイリーポート新鮮館富谷店 「富谷市産直売野菜販売」コーナー	9 時 30 分～ 21 時

■ブルーベリー摘み取り農園

特産品のブルーベリーを「生」で食べられる摘み取り農園があります。

7 月上旬～ 7 月下旬（期間中無休）予定 10 時～ 15 時

※ただし、天候により開園期間や終了時期変更あり

☎ 358-2851（農園主：高橋敏雄） 富谷市明石祭田 85

料金 中学生以上 1,200 円、小学生 700 円、未就学児 200 円

つもとり時間 1 人 45 分

持ち帰り 大 1,200 円、中 800 円、小 500 円

町内会

【お問い合わせ先】 市民協働課 (☎ 358-3250)

町内会は、地域住民が協力し合い、住みよいまちを形成するために組織された自主的な団体です。加入を希望する場合は、市民協働課にお問い合わせください。

各種相談

■消費生活相談窓口 ※対面相談は要予約

悪質商法の被害や、欠陥の商品・製造物が原因での被害、多重債務でお困りの方の相談に消費生活相談員が対応します。お気軽にお尋ねください。

相談日 毎週月・木曜日（祝日、年末年始を除く。）
10時～12時、13時～16時

会場 市役所 3階会議室

相談専用電話 ☎ 358-3190

予約問い合わせ 市民協働課市民協働担当 ☎ 358-3250

インターネット相談



（富谷市公式ホームページ）

●宮城県消費生活センター ※原則電話相談

相談日 平日：9時～17時／土：9時～16時
（祝日・振替休日・年末年始を除く。）

会場 宮城県庁 1階（仙台市青葉区本町3丁目8番1号）

相談専用電話 ☎ 022-211-3123

■人権・行政・生活相談 ※要予約

悩みごとや困りごとについて、人権擁護委員、行政相談委員、生活相談員、行政書士、司法書士がご相談をお受けします。

相談日 原則毎月第1、3水曜日

相談時間 10時～15時（1件あたり約45分）

会場 市役所 3階会議室

予約問い合わせ 市民協働課市民協働担当 ☎ 358-3250

（福）富谷市社会福祉協議会 ☎ 358-3981

※行政相談委員、行政書士は第1水曜日のみの対応となります。

※司法書士は第3水曜日のみの対応となります。

●行政苦情110番 ☎ 0570-090110（ナビダイヤル／全国共通）

※最寄りの総務省行政相談センター（きくみ）につながります。

総務省行政相談センター「きくみ宮城」

相談日 月～金曜日 8時30分～17時30分（職員対応）
17時30分～翌8時30分（留守番電話対応）

土・日・祝日、年末年始 終日（留守番電話対応）

FAX 022-262-7844 ※インターネットでも受付可能

■法律相談 ※要予約

金銭、土地・建物、交通事故、相続、夫婦・親子関係などの法律問題に、弁護士が無料で相談に応じます。

相談日 原則毎月第4金曜日

相談時間 10時～15時（1人30分、年度内3回まで）

会場 市役所 3階会議室

予約問い合わせ 市民協働課市民協働担当 ☎ 358-3250

■各種相談

●法的なトラブルにまつわる法律の制度や手続き、専門機関についての相談のほか、裁判費用の立替えについての相談にも応じています。

●法テラス（☎ 0570-078374）

電話相談 平日 9時～21時／土曜日 9時～17時
（祝日、年末年始を除く。）

※一定の要件に該当する場合は、無料の法律相談を行います。

●司法書士による登記・相続等の無料相談

●宮城県司法書士会（☎ 022-263-6755）

無料電話相談 月・水・金曜日（祝日、年末年始を除く。）

13時30分～16時30分 ☎ 022-221-6870

無料面接相談 月・水・金曜日（祝日、年末年始を除く。）

14時～16時（予約☎ 022-263-6755・受付平日9時～17時）

●犯罪被害に関する相談

●（公社）みやぎ被害者支援センター（☎ 022-301-7830）

電話相談 火曜日～金曜日 10時～16時

※緊急の場合は月曜日も相談可

●あらゆる悩みの電話相談

●仙台いのちの電話（☎ 022-718-4343）

※電話、インターネット相談にて、終日対応しています。

<https://www.inochinodenwa-net.jp/>

●交通事故相談

●宮城県庁交通事故相談室（☎ 022-211-2432）

相談日 月曜日～金曜日

相談時間 8時30分～16時45分

※弁護士による法律相談も対応しています。（要問い合わせ）

●外国人を取り巻く、生活・コミュニケーションなどに関する相談

●みやぎ外国人相談センター（☎ 022-275-9990）

相談日 月曜日～金曜日 9時～17時

対応言語 中国語・韓国語・タガログ語・ベトナム語・インドネシア語・ネパール語・ポルトガル語・英語・日本語など

※三者通話電話を利用しての外部スタッフによる対応になる場合もあります。

■相談窓口

●高齢者の総合相談窓口

地域包括支援センター	地域にある高齢者の総合相談窓口です。保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員等がおり、介護・福祉・健康・医療などの相談に応じます。
富谷市保健福祉総合支援センター	●担当地区（市内全域） ●富谷市富谷桜田1-1 ☎ 022-348-1138
富ヶ丘・日吉台圏域地域包括支援センター （愛称：地域包括支援センターいちい）	●担当地区（富ヶ丘・日吉台・鷹乃杜・杜乃橋） ●富谷市富ヶ丘2-10-15 ☎ 022-343-5920
東向陽台・成田圏域地域包括支援センター （愛称：地域包括支援センターさくら）	●担当地区（東向陽台・明石台・成田・大清水・上桜木） ●富谷市成田1-5-5 特別養護老人ホーム成田の里内 ☎ 022-205-2571
富谷中央・あけの平圏域地域包括支援センター （愛称：地域包括支援センターわかば）	●担当地区（富谷地区・ひより台・あけの平・とちの木・太子堂） ●富谷市富谷桜田1-11 特別養護老人ホーム杜の風内 ☎ 022-779-0633

●認知症に関する医療専門職による相談窓口

認知症専門相談	●対象 認知症に関する相談を希望する者（本人及び家族） ●内容 精神科・認知症専門医が来所もしくは訪問での相談に応じます。 相談後、助言・指導を行い、必要時医療機関受診を勧めます。 ●問い合わせ先 富谷市保健福祉総合支援センター ☎ 022-348-1138
---------	--

●こころの病気に関する相談

対象者 こころの病気に関する相談を希望する方（本人及び家族などの支援者）

内 容

①医師による相談（こころの相談（精神保健福祉相談））
精神科専門医が来所による相談に応じます。（年6回、予約制）
予約・問い合わせ先：富谷市役所 保健福祉部
地域福祉課 ☎ 022-358-3294

②保健師等による相談
保健師・社会福祉士が電話・来所・訪問での相談に応じます。
受付時間 平日 8時30分～17時30分（土日、祝日、年末年始を除く）
来所相談 富谷市役所 保健福祉部 地域福祉課（要予約）
電話相談 ☎ 022-358-3294

・ひきこもりに関する相談窓口

対 象 者 ひきこもり*に関する相談を希望する方（本人及び家族などの支援者）

※様々な要因によって社会的な参加を回避し、原則的には概ね6か月以上にわたって家庭にとどまり続けている状態のこと。

内 容

①医師による相談（ひきこもり医師相談）
精神科専門医が来所もしくは訪問での相談に応じます。（年4回、予約制）
予約・問い合わせ先：富谷市役所 保健福祉部
地域福祉課 ☎ 022-358-3294

②専門職等による市の相談窓口
※いずれも来所・電話・訪問による対応が可能です。詳しくはお問い合わせください。
・富谷市自立相談支援センター
受付時間 平日 8時30分～17時30分（土日、祝日、年末年始を除く）
来所相談 富谷市役所 保健福祉部 地域福祉課内
電話相談 ☎ 022-358-3391
メール相談 E-mail tomiya@personal-support.org
・富谷市障がい者等相談支援窓口（☎ 022-358-3396）
受付時間 平日 8時30分～17時30分（土日、祝日、年末年始を除く）
来所相談 富谷市役所 保健福祉部 地域福祉課内
電話相談 ☎ 022-358-3396
・富谷市保健福祉部地域福祉課
受付時間 平日 8時30分～17時30分（土日、祝日、年末年始を除く）
来所相談 富谷市役所 保健福祉部 地域福祉課（要予約）
電話相談 ☎ 022-358-3294

・体と心の健康相談

健康づくりのための食事・飲酒・睡眠などに関する相談に保健師・栄養士が対応します。

受付時間 平日 8時30分～17時30分（土日、祝日、年末年始を除く）
来所相談 富谷市役所 保健福祉部 健康推進課
電話相談 ☎ 022-358-0512

・富谷市障がい者等相談支援窓口

障がい者等が自立した日常生活または社会生活を営むことができるように助言アドバイスを行い、地域の支え合い（互助）とともに、障がい者自身の地域参加を促進するための助言を行う窓口です。

来所相談 富谷市役所 保健福祉部 地域福祉課内
電話相談 022-358-3396

収集日程

【お問い合わせ先】生活環境課（☎ 358-0515）

■ごみを出す時間

決められた集積所に、収集日当日の8時30分までに出してください。

■祝日および年末年始の収集について

祝日を含む月曜日から土曜日まで、地区別に収集します。
ただし、年末年始の12月31日から1月3日は収集していません。

■収集するごみ

もえるごみ	生ごみ、資源物以外の紙くずなど
資源物	資源物
資源物 1 種	缶、雑鉄、紙類、乾電池
資源物 2 種	缶、びん3種、割れ物、衣類、発泡スチロール・トレイ
資源物 3 種	プラスチック製容器包装、紙製容器包装＋雑紙（ざつがみ）、複合素材ごみ、ペットボトル

粗大ごみ

粗大ごみは全て「有料による戸別収集」となり、定められた日にお宅へ訪問しますので、玄関先（アパートは1箇所にまとめて）に8時30分までに出すようにしてください。

「粗大ごみ」とは、原則一辺の最長部分または直径が30cm以上のものが該当し、品目ごとに手数料が決められています。

各戸に配布している「ごみ分別と収集日程表（保存版）」の12～14ページをご確認ください。

■申し込み方法について

電話でお申し込みください

- 毎月22日から28日（土・日、祝日を除く）の間に収集しますので、その月の20日までに予約してください。
- 予約先 協業組合 富谷環境（☎ 022-358-2790）
受 付 月曜日から金曜日（祝・休日、年末年始を除く。）9時から17時まで
※「手数料券」を、「市役所」「各出張所」または「粗大ごみ手数料券取扱店」の表示のあるコンビニで購入し、粗大ごみに貼って出してください。

臨時ごみ

臨時ごみとは、引越しごみや大掃除などで多量に出るごみのことです。臨時ごみは、受入先に自己搬入するか許可業者に委託してください。一般集積所へ出すのはご遠慮ください。

■自己搬入

直接施設に持ち込むようになります。事前に、電話で富谷市清掃センター（☎ 358-4321）へお申し込みください。

【自己搬入 受入施設について】

種類	受入施設	料金（重量制）	受入時間	注意事項
粗大ごみ・資源物	富谷市清掃センター（富谷市石積堀田11-1） ※事前予約が必要です。 ☎ 022-358-4321	100kg まで 1,500 円 10kg またはその端数ごとに150円を加算した額。	○平日（土・日・祝日・年末年始を除く） ○第1・2日曜日 9時から16時まで	・事前に分別をした上でお持ち込み願います。 ・粗大ごみの場合、手数料券を貼って持ち込むこともできます。
もえるごみ	仙台市松森工場（仙台市泉区松森字城前135） ※電話予約は不要です。 ☎ 022-373-5399	100kg まで 1,500 円 10kg またはその端数ごとに150円を加算した額。	○平日（土・日・祝日・年末年始を除く） 9時から16時15分まで	・ごみが散乱しないように袋に入れるか、ひもで縛ってください。 ・窓口で車検証の提示が必要となります。

■搬入委託

ご自身で搬入できないときは、許可業者に委託してください。料金等は、直接、許可業者にお問い合わせください。（※許可業者の連絡先については、次頁左下に記載しています。）

小型家電リサイクル

【お問い合わせ先】生活環境課（☎ 358-0515）

下表に該当するものは、専用の回収ボックスに投入することでリサイクルされます。

種類	排出方法	小型家電対象品目（一例）	受入時間
小型家電	富谷市役所交流ホール、富谷市内各公民館に設置の小型家電回収ボックス（投入口の大きさ）横30cm×縦15cmに入るもの	・携帯電話、PHS、スマートフォン ・ノートパソコン（スレート型、タブレット型含む） ・ゲーム機（据置型、携帯型、ハンドヘルド含む） ・デジタルカメラ、デジタルビデオカメラ ・電話機、ファクシミリ、ラジオ	平日 8時30分～17時30分 土・日 8時30分～17時 【交流ホールのみ】 ※本庁舎のみ毎月第一・三日月曜日19時まで開庁（月曜日が休日の場合は翌開庁日）（開庁日除く）

※対象品目に関しては設置ボックスに表示してありますのでご確認ください。

※投入口に入らないものに関しては、通常通りの方法で排出してください。

使用済みインクカートリッジ回収

【お問い合わせ先】生活環境課（☎ 358-0515）

■下表に該当するものは、専用の回収ボックスに投入することでリサイクルされます。

種類	排出方法	受入時間
使用済みインクカートリッジ	富谷市役所交流ホール、富谷市生活環境課窓口、富谷市内各公民館に設置の回収ボックスに入れる	平日 8時30分～17時30分 土・日 8時30分～17時 【交流ホールのみ】 ※本庁舎のみ毎月第一・三日月曜日19時まで開庁（月曜日が休日の場合は翌開庁日）（開庁日除く）

※トナーカートリッジは対象外となります。

収集しないごみ

■営業ごみ（事業者）

商店や事務所など営業活動に伴って出たごみは、許可業者と契約して処理してください。

■市で処理できないもの

※許可業者または販売店にご相談ください。

タイヤ、薬品、火薬類、ボンベ、廃油、廃液類、バッテリー、グランドピアノ、消火器、農業機械類、自動車、バイク、産業廃棄物、大型耐火金庫、家電リサイクル法に該当するもの、パソコン（本体・液晶ディスプレイ・一体型パソコン・CRTディスプレイ・ノートパソコン）

■家電リサイクル法に該当するもの

エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機、衣類乾燥機は、家電リサイクル法に基づき、メーカー等に回収およびリサイクルが義務付けられています。

■パソコンリサイクル法による回収

家庭から排出される使用済みパソコンは、資源有効利用促進法に基づき、「PCリサイクル」が開始され、メーカー等に回収及びリサイクルが義務付けられています。

※「小型家電リサイクル」として出すことができますものもあります。

上記「小型家電リサイクル」を参照してください。

許可業者

営業活動に伴って発生したごみや、引越しなどで多量に発生したごみをご自身で運べない場合は、許可業者に回収を委託してください。

また、家電リサイクル法に該当するものおよびパソコンの取り扱いもしています。いずれも有料となりますので、料金については、直接、許可業者にお問い合わせください。

■協業組合 富谷環境

☎ 022-358-2791 富谷市志戸田野田 31-1

■協業組合 仙台清掃公社 仙北事業所

☎ 022-345-6661 大衡村大森字三百刈田 13-1

とみや子育て支援センター“とみここ”

【お問い合わせ先】とみや子育て支援センター（☎ 343-5528）

妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援を行う「子育て世代包括支援センター」（母子健康包括支援センター）です。

■開所時間 8時30分から17時30分まで

■休館 土・日曜日、祝日、年末年始

■実施内容

- ・母子健康手帳の交付、乳幼児健康診査、予防接種など
- ・月2回（月曜日）、0歳～未就園児のお子さんと保護者の方を対象に遊びのスペースを設け和室を開放しています。親子で遊んだり、保護者の皆さん同士が交流することができます。

※定員を設け、予約制で実施。



とみや子育て支援センター“とみここ”

母子健康手帳の交付

【お問い合わせ先】とみや子育て支援センター（☎ 343-5528）

・交付場所 とみや子育て支援センター

※各出張所での交付は行っていませんのでご了承ください。

・交付日 概ね月曜日（広報とみやをご確認ください）

・対象 妊娠の診断を受けた方

・受付 10時～10時15分

※上記日程に交付を受けることが難しい場合はとみや子育て支援センターまでご連絡ください。

妊産婦健康診査・産後ケア

【お問い合わせ先】とみや子育て支援センター（☎ 343-5528）

■妊産婦健康診査助成券について

県内の医療機関、助産院で受診された妊婦健康診査（14回）及び産婦健康診査（2回）の助成を行っています。助成券は母子健康手帳別冊に添付していますが、お持ちでない方はとみや子育て支援センターにお問い合わせください。

事前に助成券下方に記載されている注意事項をご確認の上、ご受診ください。

■産後ケアについて

出産後 12 ヶ月未満のお子さんとそのお母さんを対象に、県内の産院・助産院にて、乳房ケア、授乳・育児相談が受けられます。また、ご自宅への訪問も可能です。

※利用前に事前申請が必要ですので、お問い合わせください。

乳幼児健診・教室・相談

【お問い合わせ先】 とみや子育て支援センター (☎ 343-5528)

■個別健診（医療機関で実施）

2 か月児健診、8～9 か月児健診

母子健康手帳別冊に記載のある指定医療機関で受診してください。

■集団健診（とみや子育て支援センターで実施）

乳児健診（3～4 か月）、1 歳 6 か月児健診、2 歳 6 か月児歯科健診、3 歳 6 か月児健診

対象のお子さんにご案内をお送りします。

■離乳食教室（とみや子育て支援センターで実施）

月齢に合わせて 3 回実施しており、対象のお子さんにご案内をお送りします（要予約）。

■すくすく相談（とみや子育て支援センターで実施）

毎月 1 回、心理士、保健師、栄養士等による育児・発達相談を開催しています。要予約。日程は、広報とみやに掲載します。

■その他 各種教室を実施しております。

赤ちゃん・子どもの予防接種

【お問い合わせ先】 とみや子育て支援センター (☎ 343-5528)

■集団接種（BCG）

BCG は集団で実施します。日程については実施の前月号の広報とみやに掲載します。

■個別接種（BCG 以外）

接種対象年齢になりましたら、お子さんの体調のよいときに、かかりつけの小児科等で受けてください。

■予防接種手帳について

予防接種手帳は、出産後の新生児訪問の際にお渡ししますので、出産後は必ず母子健康手帳別冊内の出生連絡票（はがき）又は電話、FAX、電子申請により提出し、新生児訪問を受けてください。

転入等で予防接種の助成券をお持ちでない方は、市役所、各出張所、とみや子育て支援センターに母子健康手帳をご持参のうえ手続きをしてください。

■その他

任意予防接種（インフルエンザ・おたふくかぜ）についても助成をしております。

児童手当

【お問い合わせ先】 子育て支援課 (☎ 358-0516)

■手続きの方法

お子さんの出生、転入などにより富谷市に住民登録された方は、申請が必要です。下記のものを持参の上、子育て支援課や各出張所で手続きを行ってください。

1. 受給者となる方の健康保険証の写し（共済組合加入の方のみ）

2. 預金通帳（受給者となる方名義の口座）

※対象児童や配偶者の方と別居している場合や 18 歳以上の子が多子加算対象の場合、申立書や確認書、児童の属する世帯全員の住民票の写し、配偶者の所得証明書等の書類が必要となります。

※公務員の方は勤務先での手続きとなります。

■手当月額及び支給月

1. 手当の支給は、認定請求した月の翌月から始まり、支給すべき事由が消滅した月で終わります。ただし、請求書の提出が出生（転入予定）日の翌月であっても当該日後から 15 日以内であれば、法律により出生（転入予定）月請求の扱いになります。

2. 手当の支給額

・3 歳未満 15,000 円（第 3 子以降 30,000 円）

・3 歳以上～高校生年代 10,000 円
（第 3 子以降 30,000 円）

※「第 3 子以降」とは 22 歳年度末までの児童（進学・就職等を問わず、親等からの経済的負担がある場合カウント対象）のうち、3 番目以降の子のことをいいます。

3. 手当の支給は、原則として偶数月にそれぞれの前月分までの手当を支給します。

子ども医療費助成

【お問い合わせ先】 子育て支援課 (☎ 358-0516)

■対象と年齢区分

・通院、通院外（入院）とも 0 歳から高校 3 年生（18 歳の年度末）までが助成の対象です。

※所得制限なし

■手続きの方法

お子さんの出生、転入などにより富谷市に住民登録された方は、資格登録の申請をする必要があります。下記のものを持参の上、子育て支援課や各出張所で手続きを行ってください。

・健康保険証（お子さんのもの）

・預金通帳（申請人名義の口座）

・所得証明書（必要となる場合があります。）

■助成の方法

●現物給付

富谷市から交付される「子ども医療費助成受給者証」と「保険証」を一緒に医療機関の窓口に提示してください。

●償還払い

県外の病院で受診した場合などは受診時に自己負担金を一旦医療機関へ支払い、後日、領収書（医療機関名、保険診療点数、金額等が記載されたもの）、保険証、受給者証を市役所子育て支援課又は最寄りの出張所に提出し、請求の手続きをしてください。

保育所・病後児保育・保育ママ

【お問い合わせ先】 子育て支援課（☎ 358-0516）

■保育所について

富谷市の保育所・認定こども園

名称	電話番号
富谷保育所	358-1699
富ヶ丘保育所	358-3288
東向陽台保育所	373-9733
成田保育所	348-3216
上桜木果樹園の森こども園	348-7360
明石台若樹の森こども園	374-5627
とみや杜の橋こども園	348-5101
アルシュ富谷こども園	341-0740
認定こども園 富谷ひよこ園	347-3394
明石台こども園	341-3151
富ヶ丘菜の花保育園	341-0059
ぶらむ保育園富谷	341-8152
明石台くまちゃん保育園	725-6958
ぶらむ保育園大清水	358-7666
富谷ひよこの里（小規模）	341-3046
大清水ぞうさん保育園（小規模）	341-5708
ひよこのうち（小規模）	347-3133
キッズフィールド大清水園（小規模）	341-8908

■病後児保育について

富谷市内に居住し保育所等に入所中のお子さんが、病氣回復期で集団保育が困難な期間を一時的に預かり、保護者の方の子育てと仕事を両立するためのお手伝いをします。

1. 実施施設

名称	住所	電話番号
タウンクリニックえん	富谷市明石台七丁目1番地5	358-7141
宮城県済生会こどもケアルーム	富谷市成田八丁目4番地6	351-5120
こん小児科クリニック	仙台市泉区八乙女中央2-4-25	341-2701
大和町病後児保育室	大和町吉田字北谷地1-1 (公立黒川病院駐車場内)	344-7505

2. 利用料金 1日2,000円 他食事代等

3. 利用方法

直接実施施設へ連絡の上、お申し込みください。

なお、利用申請書等については、子育て支援課、実施施設にあります。

■一時保育について

保護者の方が就労、職業訓練等又は疾患、災害、事故、出産、冠婚葬祭等により、緊急に家庭での保育が困難となったお子さんを一時的に保育します。

1. 実施施設

【市立】 富ヶ丘保育所、成田保育所

【私立】 明石台若樹の森こども園、アルシュ富谷こども園

2. 利用料金（飲食費込み）

【市立】 生後6カ月～2歳児…2,500円/日

3歳児以上…1,400円/日

【私立】 生後6カ月～2歳児…2,500円/日

3歳児以上…1,500円/日

※別途お昼寝用布団リース代等が発生します。詳しくは直接実施施設にご確認ください。

■家庭的保育事業（保育ママ）について

保護者が就労や疾病等の理由により、日中保育することができないお子さんを富谷市の認定を受けた家庭的保育者が、自宅で家庭的な雰囲気の中で少人数のお子さんを保育します。

・利用対象 富谷市に住所のある生後6カ月～3歳児未満の児童

・定員…5名

名称	場所
らびっと保育室	あけの平三丁目

「とみや子育てサロン」

【お問い合わせ先】 とみや子育てサロン（☎ 779-6981）

子育てしているみなさんの交流の場です。

保育士が常駐していますので、遊びの提供・子育ての悩みなどの相談もできます。

飲食スペース、授乳室もあるので、いつでも気軽にご利用ください。

各種イベントについては、子育て通信（ホームページからダウンロード可）をご覧ください。

・開館日 火～土曜日（祝日、年末年始除く。）

・開館時間 9時～15時

・所在地 富谷市富谷西沢13

とみや子育てサロン一時預かり

【お問い合わせ先】 とみや子育てサロン（☎ 779-6981）

・対象 生後6カ月～未就学児

・時間 とみや子育てサロン開館日・開館時間に同じ

・料金 1時間700円（1時間以降30分ごとに350円）

・申込 事前に利用登録と予約が必要。

・利用希望日の1ヵ月前から電話または窓口で受付。



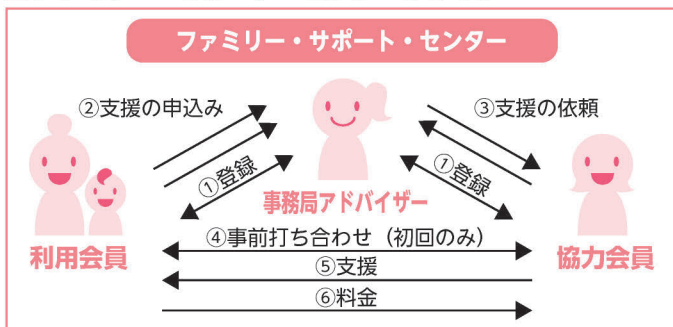
子育てサロン

とみや子育てファミリー・サポート・センター

【お問い合わせ先】 とみや子育てファミリー・サポート・センター
富谷市社会福祉協議会内（☎ 358-3981 平日 9 時～ 17 時）

富谷市の「子育ての支援を受けたい方（利用会員）」と「子育ての支援をしたい方（協力会員）」が会員となり、地域で子育てを助け合う会員組織です。活動のコーディネートは、センターのアドバイザーが行います。

■ファミリー・サポート・センターのしくみ



○利用会員（子育ての支援を受けたい方）

富谷市にお住まいで、生後 2 カ月から小学 6 年生までのお子さんがある方

○協力会員（子育ての支援をしたい方）※有償ボランティア

富谷市にお住まいで、20 歳以上の心身ともに健康で支援活動に理解のある方。性別や資格は問いませんが、センターで実施する養成講座の受講が必要です。

○両方会員（利用・協力会員の両方に登録する方）

利用会員として支援を受け、協力会員として支援活動もしたい方。

■こんなときにご相談ください

例えば…

- ・上の子の授業参観に行きたいので、赤ちゃんを預かってほしい。
- ・普段面倒を見てくれる方に用事ができたので、子どもを預かってほしい。
- ・子どもの習い事の送迎をしてほしい。…など

支援依頼は、事前打ち合わせが終了している協力会員の方のみに可能となりますが、依頼の内容によっては、調整に日数がかかる場合や、コーディネートが難しい場合もあります。ご登録やご依頼は、日にちに十分余裕をもってお申込み願います。

■利用時間と利用料金

利用料金は、支援活動が行われた際に、利用会員が協力会員に直接支払います。

利用時間帯区分		1 時間あたりの料金
平日	7 時～ 19 時	600 円
平日	上記以外の時間	700 円
土曜、日曜、祝日、年末年始		700 円

※送迎時の交通費や食事代等は、別途利用会員が負担します。

■会員になるための手続き

利用会員登録を希望される方は、入会説明会（予約制・平日）へご出席ください。協力会員・両方会員は、センターで実施する養成講座を受講後に登録完了となります。

とみや育児ヘルプサービス

【お問い合わせ先】 子育て支援課（☎ 358-0516）

出産後まもなく、何らかの事情で日中に家族の支援が受けられず、家事や育児が困難な家庭にヘルパーを派遣するサービスです。市・社協が実施する養成講座を受講した方が育児ヘルパーとして支援を行います。

・利用対象

富谷市にお住まいで、出産後 2 カ月以内で、日中お家にいるのがお子さんとお母さんだけで、家事をする方がいないご家庭

・利用期間等

派遣期間	出産後 2 カ月以内	派遣回数	20 回まで
利用時間	1 日 1 回 2 時間以内		
派遣日時	月曜～金曜 9 時～17 時（祝日と年末年始を除く）		

・申請から利用までの流れ

利用を希望される方は、出産予定日の 2 カ月前までにご相談ください。

①	申請書の提出
②	打ち合わせ（社協職員とヘルパーが訪問し利用内容の確認をします。）
③	～出産～ 子育て支援課に出産日、退院日を連絡（社協職員がヘルパー支援日程調整）
④	利用開始

・利用料金と支払い方法

自己負担料金	1 時間あたり 300 円
支払方法	サービス終了後、利用料金をヘルパーへ直接お支払いいただきます

・サービスの内容

育児	オムツ交換、授乳、沐浴のお手伝い、その他必要な育児
家事	調理、洗濯、住居の掃除や整理整頓、生活必需品の買い物、その他必要な家事

子ども短期支援事業

【お問い合わせ先】 子育て支援課（☎ 358-0516）

保護者の方が病気、出産、育児疲れなどで一時的にお子さんを養育できない時に、市内の乳児院でお子さんをお預かりする宿泊型のサービスです。

・利用対象

市内に住民登録がある 3 歳未満のお子さん

・利用期間

1 回につき 7 日以内（同一月内の利用は最大 10 日間）

・利用料金

お子さんお一人につき日額 2 歳未満児 5,350 円、2 歳以上児 2,750 円

※生活保護世帯・ひとり親家庭・市民税非課税世帯の方は利用料金が軽減されますので、詳しくは子育て支援課にお問い合わせください。

・お預かりする施設

宮城県済生会みやぎ乳児院（成田八丁目4番地6）

・その他

お子さんの健康状態や施設の状況によりご希望に添えない場合や家庭状況に応じた減免があります。

幼稚園

・入園について

各幼稚園にお問い合わせください。

幼稚園名	公私区分	定員	電話番号	制度
富谷幼稚園	公立	90名	358-2164	新
鷹乃杜幼稚園	私立	460名	358-2580	従来
ひより台幼稚園	私立	420名	358-9188	従来
成田中央幼稚園	私立	75名	351-5371	新

・幼児教育の無償化について

【お問い合わせ先】

富谷幼稚園、鷹乃杜幼稚園、ひより台幼稚園→
教育総務課（☎ 358-3196）
成田中央幼稚園→子育て支援課（☎ 358-0516）

小・中学校への入学

【お問い合わせ先】 学校教育課（☎ 358-0521）

■就学時健康診断

就学時健康診断については、10月1日現在で翌年、小学校に入学されるお子さんの保護者に対し、郵送で健診の日時、場所等のお知らせをします。健診内容は、①内科、②耳鼻科、③眼科、④歯科の健康診断で、治療箇所がある場合は入学前に治療をすすめます。

■小・中学校の入学通知書

小・中学校の入学通知書については、1月下旬に対象者の保護者あてに、郵送で入学式の日時、場所等についてお知らせします。何らかの都合により、入学できない場合は、教育委員会学校教育課まで連絡、届出をお願いします。なお、転入者の方へは、転入届出時に入学通知書を発行します。

転校（転入・転出）の手続き

【お問い合わせ先】 学校教育課（☎ 358-0521）

転入の場合、市に転入届を提出するとき、お子さんが以前就学していた学校の在学証明書、教科書給与証明書を窓口へ提出してください。市より就学通知書を発行しますので、持参の上、就学する学校で手続きを行ってください。

転出の場合、就学していた学校より、在学証明書、教科書給与証明書を受け取り、転入する市町村の窓口および就学予定の学校で手続きを行ってください。

とみや放課後児童クラブ

【お問い合わせ先】 子育て支援課（☎ 358-0516）

■富谷市放課後児童健全育成事業

児童クラブは、就労等により、保護者が日中家庭にいない児童に、適切な遊びや生活の場を提供し、健全な育成を目的としています。

1. 実施施設について

市内を学校区ごとに分け、次の8施設において実施しています。

対象学校区	開設場所	電話番号
富谷小学校	富谷小学校敷地内	346-6621
富ヶ丘小学校	富ヶ丘小学校敷地内	342-0852
東向陽台小学校	東向陽台小学校敷地内	342-1807
あけの平小学校	あけの平小学校敷地内	341-4280
日吉台小学校	日吉台小学校敷地内	341-2232
成田東小学校	成田東小学校敷地内	725-8460
成田小学校	成田小学校敷地内	341-5208
明石台小学校	明石台小学校敷地内	343-6113

2. 対象について

就労等により保護者が昼間家庭にいない市内在住の小学1年生から小学6年生までの児童で、基準を満たし、集団生活を送れる児童。

3. 開設時間について

- ・平日は児童下校後から18時まで、土曜日は8時から18時まで
- ・学校長期休業日や振替休業日は、8時から18時まで（平日のみ：延長利用を申請された場合は19時まで）

4. 内容について

- ・児童支援員（保育士等有資格者）が、児童の安全確保・管理に努めながら、遊びや仲間づくりの支援を行います。

5. 料金について

子育て支援課にお問い合わせ下さい。

6. その他

- ・利用申し込みは、1年ごととなります。ただし、年度始めに限らず、希望されるときは、年度途中でも申し込みできます。
- ・利用申し込み時には、所定の申込用紙とともに、勤務先の勤務証明等を提出していただきます。
- ・一人帰りの帰宅時間を過ぎた場合は、保護者の方のお迎えをお願いします。
- ・児童クラブの日は、原則として学校から直接児童クラブに行くようになります。
- ・災害時については、原則として保護者のお迎えとなります。

教育相談事業

【お問い合わせ先】 学校教育課 (☎ 358-0521)
教育相談担当 (☎ 358-3123)

富谷市教育委員会では、子育ての悩みや、学校生活・家庭生活に関する悩み等について相談を受け付けています。

相談内容については、一切秘密に扱われますので、一人で抱えずにご相談ください。

- ・相談日 「広報とみや」でご確認いただくか電話にてお問い合わせください。
- ・受付時間 9時30分～16時
- ・相談場所 市役所会議室等
- ・相談方法 電話相談または面談相談（※面談の場合は予約制となります。）
- ・面談相談の予約および問い合わせ先
（上記学校教育課又は学校教育課内教育相談担当へ）

ひとり親家庭へ

■児童扶養手当

【お問い合わせ先】 子育て支援課 (☎ 358-0516)

母子・父子家庭や保護者が重度の障がいを持つ家庭、また父母に代わって児童を養育している方が受けることができます。対象児童の年齢は、18歳に到達した最初の3月31日まで（障がい児は20歳未満）です。

- ・申請が必要で所得に制限があります。

※毎年奇数月にそれぞれの前月分までの2カ月分が支給されます。

■母子・父子親家庭医療費助成

【お問い合わせ先】 子育て支援課 (☎ 358-0516)

ひとり親家庭（母子・父子家庭）の方が安心して病院などを受診できるよう、医療費の一部を助成します。

対象は、18歳に到達した最初の3月31日までのお子さまを監護する、母子家庭の母子、父子家庭の父子です。ただし、生活保護を受けている方は除きます。

※所得制限があります。

■母子父子寡婦福祉資金貸付金

【お問い合わせ先】 宮城県仙台保健福祉事務所
母子・障害第一班 (☎ 363-5507)

宮城県ではひとり親家庭及び寡婦の経済的自立や生活の安定、扶養している児童の福祉増進を図るため、無利子、または低利で資金の貸付をしています。

貸付金の種類は、修学資金、就学支度資金、事業開始資金、生活資金、修業資金、技能習得資金、医療介護資金、転宅資金、住宅資金、結婚資金、事業継続資金、就職支度資金の12種類です。

病気や障がいのあるお子さんへ

■養育医療給付

【お問い合わせ先】 子育て支援課 (☎ 358-0516)

医療を必要とする未熟児に対して、養育に必要な入院医療費が援助されます。

- ・指定医療機関でないと給付の対象となりません。

■自立支援医療（育成医療）

【お問い合わせ先】 地域福祉課 (☎ 358-3294)

18歳未満の身体に障がいのある児童に対し、その障がいを除去、または軽減し生活能力を得るために必要な医療費が助成されます。

- ・指定医療機関でないと給付の対象となりません。
- ・世帯の課税状況により費用の一部負担があります。

■小児慢性特定疾患医療給付

【お問い合わせ先】 宮城県仙台保健福祉事務所黒川支所 (☎ 358-1111)

下記の病気の児童に対して、医療費が援助されます。

- ・悪性新生物（がん）、慢性腎疾患、喘息、慢性心疾患、先天性代謝異常、血友病等血液疾患、神経や筋疾患など
- ・病気の内容により一部制限があります。
- ・18歳未満のお子さんが対象ですが、一部の病気は20歳まで延長することができます。

■特定疾患通院介護料交付

【お問い合わせ先】 宮城県仙台保健福祉事務所黒川支所 (☎ 358-1111)

特定疾患・小児慢性特定疾患の認定を受けている在宅の方へ、認定期間内に認定されている医療機関に介護を受けて通院している場合、次のうち一つに該当する方に介護料が交付されます。

- ・身体障害者手帳1、2級をお持ちの方
- ・13歳未満の方
- ・上の2つ以外で心身機能の障がいのため介護が必要と医師が認めるもの

■特別児童扶養手当

【お問い合わせ先】 地域福祉課 (☎ 358-3294)

精神または身体に障がいのある20歳未満のお子さんを家庭において扶養する父母、または養育者に対して支給されます。

- ・所得制限があります。
- ・助成内容：政令で定める障害等級に応じ支給されます。1級（月額55,350円）、2級（月額36,860円）（令和6年4月現在）。

※年度ごと等、金額の変更あり

■障害児福祉手当

【お問い合わせ先】 地域福祉課 (☎ 358-3294)

日常生活において常時の介護を必要とする重度の障がいのある在宅の20歳未満のお子さんに対して支給します。

- ・助成内容 月額15,690円（令和6年4月現在）
- ・所得制限があります

※年度ごと等、金額の変更あり

国保に加入するとき・やめるとき

■国保に加入するとき

- ・他の市区町村から転入したとき（職場の健康保険などに加入していないとき）
- ・職場の健康保険をやめたとき
- ・子どもが生まれたとき（職場の健康保険などに加入しないとき）
- ・生活保護を受けなくなったとき

■国保をやめるとき

- ・他の市区町村へ転出したとき
- ・職場の健康保険などへ加入したとき
- ・死亡したとき
- ・生活保護を受け始めたとき

※国保への加入・脱退の手続きは、14日以内にお住まいの市区町村に届け出ましょう。

■国保加入手続きに必要なもの

- ・社会保険の資格を喪失した日がわかるもの（社会保険の資格喪失証明書・離職票・雇用保険の受給資格者証など）
- ・本人確認書類（免許証など）
- ・個人番号（マイナンバー）の分かるもの

■国保脱退手続きに必要なもの

- ・社会保険の資格を取得した日がわかるもの（加入者全員分の社会保険証、社会保険の資格取得証明書など）
- ・国民健康保険証（令和6年12月2日以降、資格確認書をお持ちの場合は資格確認書）
- ・個人番号（マイナンバー）の分かるもの

医療費が高くなったとき

■限度額適用認定証について

国民健康保険加入者が入院する場合などで、医療費が高額になると見込まれる場合は、医療機関の窓口で「限度額適用認定証」を提示することにより、自己負担限度額までの支払いとなり、後日高額療養費支給申請をする必要がなくなります（ただし、複数の医療機関を受診した際などは、申請が必要な場合があります。）。

マイナ保険証（健康保険証利用登録を行ったマイナンバーカード）をお持ちの場合、限度額適用認定証を省略できます。

■限度額適用認定証の申請に必要なもの

- ・国民健康保険証（令和6年12月2日以降、資格確認書をお持ちの場合は資格確認書）
- ・個人番号（マイナンバー）の分かるもの

※認定証は申請から1週間程度で郵送により交付となります。

■対象者

- ・70歳未満の場合 国民健康保険加入者
- ・70歳以上75歳未満の場合 世帯主と国民健康保険加入者全員が住民税非課税の方又は所得区分が現役並み所得者Ⅰ、Ⅱの方

※国民健康保険税に未納がある場合は交付できません。なお70歳以上75歳未満で住民税が課税されている世帯の方は、

高齢受給者証（令和6年12月2日以降、資格確認書をお持ちの場合は資格確認書）により自己負担限度額が区別されています。

■70歳未満の方の自己負担限度額について

【自己負担限度額（月額）】

区分	3回目まで	4回目以降
総所得金額等※が901万円を超える	252,600円 +（医療費が842,000円を超えた場合は、その超えた分の1%）	140,100円
総所得金額等が600万円を超え901万円以下	167,400円 +（医療費が558,000円を超えた場合は、その超えた分の1%）	93,000円
総所得金額等が210万円を超え600万円以下	80,100円 +（医療費が267,000円を超えた場合は、その超えた分の1%）	44,400円
総所得金額等が210万円以下（住民税非課税世帯を除く）	57,600円	44,400円
住民税非課税世帯	35,400円	24,600円

※「総所得金額等」とは、総所得金額の基礎控除後の金額のことです。

■70歳以上75歳未満の方の自己負担限度額について

区分	負担割合	外来限度額（個人単位）	世帯の限度額（入院＋外来）
現役並み所得者	Ⅲ （課税所得690万円以上）	3割	252,600円＋（総医療費－842,000円）×1% [140,100円] ※
	Ⅱ （課税所得380万円以上）	3割	167,400円＋（総医療費－558,000円）×1% [93,000円] ※
	Ⅰ （課税所得145万円以上）	3割	80,100円＋（総医療費－267,000円）×1% [44,400円] ※
一般 （課税所得145万円未満等）	2割	18,000円 （年間限度額144,000円）	57,600円 [44,400円] ※
低所得Ⅱ	2割	8,000円	24,600円
低所得Ⅰ	2割	8,000円	15,000円

※…過去12カ月間に4回以上高額療養費の支給を受けている場合（多数該当）の4回目からの限度額です。

- ・低所得Ⅱとは、国保加入者全員と世帯主が住民税非課税の世帯の人です。
- ・低所得Ⅰとは、国保加入者全員と世帯主が住民税非課税かつ各種収入から必要経費を差し引いた所得が0円となる人です。

■高額療養費について

1カ月に支払った医療費の一部負担金自己負担限度額を超えた場合、限度額を超えた分が高額療養費として支給されます。該当された方には市から通知しますので、申請してください。また、高額療養費が支給されるまで、受診してから3～4カ月の期間を要します。

■高額療養費申請に必要なもの

- ・申請書
- ・医療機関から発行された領収書
- ・個人番号（マイナンバー）の分かるもの
- ・世帯主の預金口座のわかるもの

出産育児一時金

富谷市国民健康保険に加入している方が出産したときに、世帯主の方へ国民健康保険から出産育児一時金が支給されます。

■出産育児一時金の額

50 万円

70 歳になったとき

富谷市国民健康保険加入者の方で、70 歳になられた方には、誕生月の翌日より国民健康保険高齢受給者証が交付されます（ただし、1 日が誕生日の方は、誕生日から交付されます）。医療機関にかかる際には、国民健康保険証と高齢受給者証を一緒に提示していただくこととなります。

なお令和 6 年 12 月 2 日以降に 70 歳になられる方は、国民健康保険高齢受給者証は交付されずマイナ保険証・資格確認書と一体となります。

特定健康診査・特定保健指導

市の国民健康保険に加入されている方を対象に、特定健康診査・特定保健指導を実施しています。特定健康診査の対象の方には受診票をお送りしていますので、ぜひ年に 1 回受診しましょう。

	対象者	実施時期	内容
特定健康診査	市の国民健康保険に加入している方	5 月下旬～ 6 月下旬	身体測定、血液、血圧、尿、腹囲等
特定保健指導	健診を受診した方のうち、腹囲・血圧・血糖等に見所のある方	7 月下旬～ 8 月頃	食事や運動など生活習慣に関する相談

※後期高齢者医療保険に加入されている方につきましては、「後期高齢者健康診査」を実施しています。対象の方には受診票をお送りしています。

後期高齢者医療制度

後期高齢者医療制度は 75 歳（一定の障がいがあると認定されたときは 65 歳）以上の方が加入する高齢者の医療保険制度です。

県内の全市区町村で構成する後期高齢者医療広域連合が保険者となり、市区町村と連携して運営しています。

■対象となる方

- ・ 75 歳以上の方
- ・ 一定の障がいがある 65 歳以上 75 歳未満の方 ※
 - ・ 身体障害者手帳 1～3 級、4 級の一部
 - ・ 療育手帳の障害の程度 A
 - ・ 精神障害者保健福祉手帳の障害等級 1～2 級
 - ・ 障害年金受給者（年金証書 1～2 級）

※申請により広域連合の認定を受ける必要があります。

■対象となる日

75 歳誕生日当日から、後期高齢者医療制度の対象となります（届出は不要です）。

一定の障がいがある 65 歳以上 75 歳未満の方は、申請により広域連合の認定を受けた日から対象となります。

■お医者さんにかかるとき

窓口負担割合は 1 割または 2 割です。ただし、現役並み所得世帯の方は 3 割をご負担いただきます。

■医療費が高額になったとき

・高額療養費

1 日から月末までの同一月に、複数の医療機関などで支払った自己負担額の合計が下記の自己負担限度額を超えた場合は、その限度額を超えて支払った額が「高額療養費」として支給されます。

支給対象者には、診療を受けた月の約 3 ヶ月後に宮城県後期高齢者医療広域連合から申請案内をお送りしますので、必要事項を記入のうえ市役所の窓口申請してください。

なお、2 回目以降は申請された口座に振り込みますので、指定口座に変更のない限り、手続きの必要はありません。

・限度額適用認定証

所得区分が「低所得者Ⅰ」または「低所得者Ⅱ」の方は、「限度額適用・標準負担額減額認定証」を「現役並み所得Ⅰ」、「現役並み所得Ⅱ」の方は、「限度額適用認定証」を医療機関などの窓口提示いただくことで支払い額がそれぞれの区分の自己負担限度額までになります。

入院したときや、外来の医療費が高額になるときは、事前に市役所窓口申請してください。

マイナ保険証（健康保険証利用登録を行ったマイナンバーカード）をお持ちの場合、限度額適用認定証を省略できます。※所得区分が「一般Ⅰ」、「一般Ⅱ」または「現役並み所得Ⅲ」の方は、認定証の申請はできません。

・申請に必要なもの

後期高齢者医療被保険者証（令和 6 年 12 月 2 日以降、資格確認書をお持ちの場合は資格確認書）、個人番号（マイナンバー）のわかるもの

後日、郵送により交付されます。

【自己負担限度額（月額）】

区分	負担割合	外来限度額 (個人単位)	世帯の限度額 (入院+外来)
現役並み所得者	課税所得Ⅲ 690 万円以上	3 割	252,600 円+ (総医療費 - 842,000 円) × 1% [140,100 円] ※
	課税所得Ⅱ 380 万円以上	3 割	167,400 円+ (総医療費 - 558,000 円) × 1% [93,000 円] ※
	課税所得Ⅰ 145 万円以上	3 割	80,100 円+ (総医療費 - 267,000 円) × 1% [44,400 円] ※
一般Ⅱ	2 割	①または②の低い方 ① 18,000 円 ② 6,000 円+ (総医療費 - 30,000 円) × 10% (年間上限額 144,000 円)	57,600 円 [44,400 円] ※
一般Ⅰ (課税所得 145 万円未満等)	1 割	18,000 円 (年間限度額 144,000 円)	
低所得Ⅱ	1 割	8,000 円	24,600 円
低所得Ⅰ	1 割	8,000 円	15,000 円

※〔〕内の数値は、直近 12 ヶ月以内に、外来+入院（世帯）の高額療養費が 3 ヶ月以上該当した場合の 4 ヶ月目以降の限度額となります。

・現役並み所得者とは、住民税課税所得金額が 145 万円以上の被保険者がいる世帯の方、かつ被保険者と 70 歳から 74 歳の方全員の収入合計

が520万円以上の方（被保険者が一人世帯の場合、収入額が383万円以上の方。）。
 ・一般Ⅱとは、現役並み所得にあてはまらず、住民税課税所得金額が28万円以上の被保険者がいる世帯の方、かつ被保険者全員の「年金収入＋その他の合計所得金額」が320万円以上の方（被保険者が一人場合、200万円以上の方）。
 ・一般Ⅰとは、住民税課税世帯で、現役並み所得にも、一般Ⅰ、低所得Ⅰ・Ⅱにもあてはまらない方
 ・低所得者Ⅱとは、住民税非課税世帯で、低所得者Ⅰ以外の方。
 ・低所得者Ⅰとは、住民税非課税世帯で、世帯全員の所得がなく、年金収入が80万円以下の世帯員のみの方。老齢福祉年金を受給している方。

国民年金

■国民年金加入者

日本国内に住所をおいている20歳以上60歳未満の人で、自営業者、農業従事者、学生、フリーター、無職、厚生年金等をやめた方等が該当します。

■保険料の金額

保険料は収入や年齢を問わず一律で、令和6年度は月額16,980円です（保険料は毎年変わります。）。また、保険料をまとめて納めると割引になる前納制度があります。

■納付方法

日本年金機構から送付される納付書のほか、口座振替やクレジットカードでの納付も可能です。

- ・納付書で納める場合…金融機関（銀行、農協、郵便局等）・コンビニ・電子納付（Pay-easy）・スマートフォンアプリにて納めることができます。

※市役所や各出張所では納められません。

- ・口座振替で納める場合…市役所・金融機関・年金事務所にある「国民年金保険料口座振替納付申出書」にて手続き、またはマイナポータルを経由して「ねんきんネット」からの手続きが必要です。
- ・クレジットカードで納める場合…市役所・年金事務所にある「国民年金保険料クレジットカード納付申出書」にて手続きが必要です。

■保険料の免除

申請免除と法定免除があります。

・申請免除

所得の減少、離職、災害など特別な事情で納めるのが困難な場合には、申請により保険料納付の全部または一部を免除されることがあります。免除の決定は本人・配偶者・世帯主の前年の所得に基づき、日本年金機構で行います。

また、出産予定日又は出産日が属する前月から4ヶ月間（産前産後免除期間）の国民年金保険料が免除されます。なお、多胎妊娠の場合は、出産予定日又は出産日が属する月の3ヶ月前から6ヶ月間の国民年金保険料が免除されます。

・法定免除

障害年金（1級・2級）を受給している期間や、生活保護を受給している期間の保険料は、法的に免除されます。該当する場合には届出が必要です。

■学生納付特例

学生の場合（対象の学校に通う学生）は、納付が猶予される学生納付特例があります。学生本人の前年の所得が118万円未満で保険料を納めることが困難であるとき、申請により学生である期間中保険料の支払いを猶予するものです。また、猶予された保険料は10年以内であれば遡って納めることもできますが、2年以上経過後は保険料に一定の加算額がかかります。追納されない月分は、年金額には反映されません（期間は受給資格期間に算入されます。）。

■納付猶予制度

本人（20歳から50歳未満）および配偶者の所得要件により、保険料の納付を猶予するもので世帯主（本人の場合を除く。）の所得は問われません。猶予された保険料は、10年以内であれば遡って納められますが、2年以上経過後は保険料に一定の加算額がかかります。追納されない月分は、年金額には反映されません（期間は受給資格期間に算入されます。）。

■老齢基礎年金

次の資格期間を合わせて10年（120月）以上満たす場合、65歳から受給することができます。

- ・第1号被保険者の保険料納付期間
- ・保険料免除期間（一部免除に該当している場合には、残りの部分を納付していること）
- ・厚生年金保険加入期間
- ・共済組合の組合員期間
- ・第3号被保険者期間

国民年金は40年納付で満額になり、未納や免除期間があるときや65歳未満で請求をすると一定の割合で減額になります。

■障害基礎年金

国民年金加入期間中に障がいの状態になった場合で次のいずれかの要件を満たす場合に受給できます（国民年金法による1・2級に該当した場合です。身体障害者手帳や療育手帳の交付を受けていても該当になるとは限りません。）。

1. 国民年金加入中に病気やケガで障がいの状態になったとき
 2. 60歳以上で国民年金の加入者でなくなった後で、65歳未満で国民年金の支給を受けていない場合に障がいの状態になったとき
 3. 20歳前に負った病気やケガで障がいの状態になったとき
- ※1または2の要件を満たしても年金保険料の納付状況により受給できない場合があります。

■遺族基礎年金

国民年金に加入している人が死亡したときその人によって生計を維持されていた遺族（18歳未満の子のある配偶者または子）に支給されます。受給の要件は以下のとおりです。

- ・死亡日の前々月までの国民年金の加入期間のうち、保険料納付済期間が3分の2以上あること
- ・令和8年3月31日以前に死亡した場合、死亡した方が65歳未満であれば、死亡日の属する月の前々月までの1年間に保険料の未納がないこと

各種健（検）診

市では下記の検診を実施しています。（内容が変更になる場合があります）

	対象	実施時期	実施場所
結核・肺がん検診	40 歳以上	5 月下旬～ 6 月下旬	各公民館 ※特定健康診査等と同時実施
大腸がん検診	30 歳以上		
前立腺がん検診	50 歳以上男性		
肝炎ウイルス検査	40 歳（※）		
健康診査（健幸 35）	35 ～ 39 歳		
骨粗しょう検査	40・45・50・ 55・60・65・ 70 歳女性	7 月	各公民館
胃がん検診	30 歳以上		
乳がん検診	30 歳以上	8 月	各公民館
子宮がん検診	20 歳以上	6 月～8 月	指定医療機関
とみや歯と歯肉の健診	20・30・40・ 50・60・70 歳	9 ～ 11 月	指定医療機関
脳検診	40・45・50・ 55・60・65・ 70・75 歳	7 ～ 12 月	指定医療機関

内容が変更になる場合がありますので、詳細はお問い合わせください。

※ 41 ～ 74 歳で今まで検査を受けたことがない方

高齢者予防接種

【お問い合わせ先】 健康推進課（☎ 358-0512）

市では予防接種法に基づき、高齢者の予防接種費用の一部を負担します。

免疫力が低下している高齢者にとって、インフルエンザや肺炎球菌感染症等により患すると重症化しやすく、带状疱疹も免疫の低下により発症しやすいと言われています。ワクチン接種は、これらの病気の発症予防や特に重症化予防に効果があります。

下記対象者で接種を希望される方および、実施期間や自己負担額等接種の詳細を確認したい方は、担当課までお問い合わせください。

・対象者

■インフルエンザ・新型コロナウイルス感染症予防接種

- (1) 接種日時時点で 65 歳以上の方
- (2) 60 歳以上 65 歳未満の方で、心臓、腎臓もしくは呼吸器の機能またはヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障害等級 1 級相当の障がい有する方

■肺炎球菌予防接種（対象者については、変更になる場合もあります。）

- (1) 接種日時時点で 65 歳の方
- (2) 60 歳以上 65 歳未満の方で、心臓、腎臓もしくは呼吸器の機能またはヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障害等級 1 級相当の障がい有する方

※過去に肺炎球菌ワクチンを接種された経験がある方は、対象者から除外されます。

■带状疱疹ワクチン予防接種（以下すべてに該当する方）

- (1) 接種日時時点で 50 歳以上の方
- (2) 令和 6 年 3 月以降に接種した方

※生涯に 1 回限り

地域の相談員（民生委員・児童委員、障害者相談員）

相談員には、守秘義務が課せられていますので、安心してご相談ください。

■民生委員・児童委員

【お問い合わせ先】 長寿福祉課（☎ 358-0513）

子どもからお年寄りまで、生活上のあらゆる心配事等の相談に応じ、地域福祉のために幅広い活動を行っています。

【主な相談内容】

- ・高齢者や障がい者等の介護等に関する相談
- ・子育て、教育、学校生活等に関する相談
- ・生活費、生活環境、家族関係等に関する相談

■身体障害者相談員・知的障害者相談員

【お問い合わせ先】 富谷市障がい者等相談支援窓口（☎ 358-3396）

地域の身近な相談先として障がい者の日常生活の悩みや福祉サービスの窓口等の相談に応じます。

生活保護

【お問い合わせ先】 地域福祉課（☎ 358-3294）

病気やケガなどにより働けなくなるなど、様々な事情で生活に困窮している方を対象に最低限度の生活を保障するとともに、自分たちの力で生活できるように支援することを目的とした制度です。

■保護の申請から決定まで

申請後、生活状況・健康状況・世帯収入・資産状況・扶養義務者の状況などを調査し、原則 14 日以内（遅くとも 30 日以内）に決定します。

■生活保護の内容

- ・生活扶助…衣食等日常生活に必要な費用
- ・住宅扶助…家賃、地代、住宅の修理など
- ・教育扶助…教材費等義務教育に必要な費用、給食費など
- ・介護扶助…介護サービスなど
- ・医療扶助…病気やケガの医療費
- ・出産扶助…出産費用
- ・生業扶助…高等学校の就学に必要な費用、仕事の技術や技能の修得費
- ・葬祭扶助…葬祭費用

富谷市自立相談支援センター

【お問い合わせ先】 富谷市自立相談支援センター（☎ 358-3391）

収入が少なく家計のやりくりが大変、仕事が不安定で転職したい…など、今後の生活に不安を感じている方からの相談を受け、解決に向けて一人ひとりの状態に応じた支援を行っています。

- ・対 象 富谷市民の方（生活保護を受けている方は対象外です）
- ・時 間 平日 8 時 30 分～ 17 時 30 分
※予約不要（正午～ 13 時を除く）
- ・設置場所 地域福祉課内

福祉健康センター

【お問い合わせ先】 福祉健康センター (☎ 358-7466)

福祉健康センターは、ふれあいの場、健康づくりの場、そして、生きがい活動の場として、おおむね 60 歳以上の市民の皆さんを支援する施設です。平成 29 年 4 月より、指定管理とし、富谷市社会福祉協議会が管理運営を行っております。

介護予防の拠点として、教養講座や健康づくりのための介護予防教室など多彩な事業を行っています。シニア向け運動マシンも設置しております（団体での利用は事前に申し込みください。使用目的等により一部利用料金を申し受けることがあります。）。

- ・開所時間は、8 時 30 分から 17 時 30 分までです。
- ・土・日曜日、祝日、年末年始は、休館となります。
- ・福祉健康センターへは市民バスをご利用ください。

在宅サービス

【お問い合わせ先】 高齢者生活支援事業 保健福祉総合支援センター (☎ 348-1138)

在宅の高齢者の方々が、地域で自立した生活を送るための介護保険サービス以外の事業です。

事業名	内容	対象者	利用者負担
給食サービス事業	栄養とバランスのとれた食事の提供（平日の昼食）	満 65 歳以上の一人暮らし高齢者および高齢者のみの世帯の方で食事の援助が必要な方	①一般食 300円／1回 ②病態食 300円／1回
家族介護用品（紙おむつ）支給事業	紙おむつの支給	要介護状態区分が 4・5 の認定を受け在宅で生活されている方（※排泄のほぼ全てをおむつで管理している方）	600円／1ヶ月あたり
会食交流事業（虹いろ会食サロン）	公民館を利用して地域高齢者の会食交流を図る	おおむね 65 歳以上の一人暮らし高齢者	500円／1回
在宅家族介護者元気回復（ショートステイ）事業	家庭において要介護高齢者等を介護している家族に代わり、介護を一時的に委託介護老人福祉施設等において行うことにより、介護者の負担軽減とリフレッシュを目的とする。 ※利用日数 7 日以内（年間）	要介護状態 4・5 の在宅の方 要介護状態 3 で認定調査員が評価する認知症高齢者の自立度がⅢ以上の在宅の方	原則無料（介護保険適用分のみ）
在宅家族介護者緊急支援（ショートステイ）事業	介護者が疾病・事故・災害等の事由により、家庭において要介護高齢者等を介護できない場合に、委託介護老人保健施設等へ一時的に入所するもの。 ※原則として 7 日以内（1 回あたり）	身体が虚弱等のため日常生活を営むのに支障がある概ね 65 歳以上の市内に居住する者（65 歳未満の者であって特に必要があると認められる者を含む）	830円／1日
介護者教室・交流事業	介護に関する勉強会及び介護者の交流事業	介護されている家族の方及び介護に興味のある方	無料

富谷市認知症の人と家族の会	月 1 回座談会・情報交換会（年 1 回程度勉強会予定）	認知症の本人・家族	原則無料
高齢者補聴器購入費助成事業	補聴器購入に対する助成 ※申請にあたり事前相談を要す。	次のいずれにも該当する方 ①満 65 歳以上 ②身体障害者手帳（聴覚）の交付を受けていないこと ③平均聴力レベルが両側 40dB 以上かつ上記手帳交付対象外 ④市税の滞納がないこと ⑤過去に本助成を受けていないこと	補聴器購入額の範囲内で上限 2 万円を助成

※事業によっては、申請書類等必要なものがあります。詳細は保健福祉総合支援センターまでお問い合わせください。

介護保険制度

【お問い合わせ先】 長寿福祉課 (☎ 358-0513)

保健福祉総合支援センター (☎ 348-1138)

40 歳以上の皆さんは、富谷市が運営する介護保険の加入者（被保険者）です。保険料を納め、介護や支援が必要であると認められた場合には費用の一部（原則 1 割、一定所得以上は 2 割または 3 割）を支払ってサービスを利用できます。

- ・65 歳以上の人（第 1 号被保険者）

介護認定を受けた場合、サービスを利用できます（介護が必要となった理由は問いません）。

- ・40 歳以上 65 歳未満の人（第 2 号被保険者）

老化などに伴って起こる病気（特定疾病）により介護認定を受けた場合にサービスを利用できます。

■介護サービスを利用するまでの流れ

介護サービスを利用するには、富谷市に申請をして、要介護認定を受ける必要があります。介護サービスを利用するまでの流れは次のようになっています。

相談	介護サービスが必要になったら、まずご相談ください。お電話でも来庁でもお気軽に、ご相談ください。
↓	
申請	要支援・要介護認定の申請・相談の窓口は、保健福祉総合支援センター 長寿福祉課、各地域包括支援センター ＜申請に必要なもの＞ 介護保険被保険者証 健康保険被保険者証（40 歳～ 65 歳未満の方のみ）
↓	
認定調査	市の調査員が自宅等を訪問し、心身の状況などについての調査を行います。また、市から主治医宛心身の状況についての意見書の作成を依頼します。
↓	
審査・判定	訪問調査の結果によるコンピュータ判定と医師の意見書を基に「介護認定審査会」で審査し、要介護状態区分の判定が行われます。
↓	
認定・通知	介護認定審査会の審査結果にもとづいて「自立（非該当）」「要支援 1～2」「要介護 1～5」までの区分に分けて認定され、その結果を通知します。
↓	

認定通知を受けとったら	※居宅サービスを希望する方は、介護支援専門員（ケアマネジャー）を選びましょう。また、施設サービスを希望する方は、施設に直接申し込みをしてください。 ※要支援認定を受けた方は、お住いの圏域の地域包括支援センターにご相談ください。
↓	
介護サービス計画の作成	認定結果を基に、心身の状況に応じて介護支援専門員（ケアマネジャー）と話し合い、介護サービス計画を作成します。施設に入所して利用する介護サービスについては、入所する施設内で介護サービス計画を作成して利用することになります。

■主な介護保険サービス

在宅サービス	●自宅に来てくれるサービス 訪問介護（ホームヘルプ）、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーションなど
	●お出かけして受けるサービス 通所介護（デイサービス）、短期入所生活介護（ショートステイ）、通所リハビリテーション（デイケア）など
	●住みやすくするサービス 福祉用具貸与、住宅改修費支給、特定福祉用具購入費支給など
施設サービス	介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）、介護老人保健施設、介護医療院 ※特別養護老人ホームへの新規入所は、原則として、要介護3～5の方が対象となります。要介護1～2の方の入所については、居宅において、日常生活を営むことが困難なやむを得ない理由がある場合に限られます。
地域密着型サービス	認知症対応型共同生活介護（グループホーム）、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護など

■介護予防・日常生活支援総合事業

事業内容

・サービス対象者

要支援1・2の認定を受けた方または65歳以上で基本チェックリスト（25項目）により事業対象者と判定された方（地域包括支援センターによるケアプラン作成などが必要）

・サービス内容

〔訪問型サービス〕

- ・訪問介護相当サービス（ホームヘルプサービス）
- ・生活支援型訪問サービス（家事支援を主としたサービス）

〔通所型サービス〕

- ・通所介護相当サービス（デイサービス）
- ・筋トレ型通所サービス

〔一般介護予防事業〕

- ・サロン型通所サービス

障害者総合支援制度（障害福祉サービス）

【お問い合わせ先】 地域福祉課（☎ 358-3294）

心身に障がいのある方が、種別（身体障がい・知的障がい・精神障がい、難病患者等）にかかわらず、必要とするサービスを利用できるよう、障がいの程度や社会活動、介護者や住居などの状況をふまえ必要な支援を行います。

これらのサービスを利用するためには申請が必要です。

なお、自己負担は原則1割負担ですが、世帯の課税状況によって、月額負担上限額が設定されます。

■サービスを利用するまでの流れ

①申請・相談	窓口は地域福祉課
②訪問調査	市の調査員の訪問などによる心身の状況やサービスの利用量を調査
③審査・判定	コンピューター判定と障害支援区分審査会での審査判定
④認定・通知	サービスの支給量が決まり次第、受給者証を発行します。

■障害福祉サービス（介護給付・訓練等給付）

主なサービスの名称	
訪問系サービス	居宅介護（ホームヘルプ）、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援
日中活動系サービス	生活介護、自立訓練（機能型・生活訓練型・宿泊型）、就労系サービス（移行支援・A型・B型）、就労定着支援、療養介護
居住系サービス	施設入所支援、共同生活援助（グループホーム）、短期入所（ショートステイ）

特別障害者手当

【お問い合わせ先】 地域福祉課（☎ 358-3294）

日常生活において常時特別介護を必要とし著しく重度の障がいのある在宅の20歳以上の方に対して支給します。

- ・助成内容 月額 28,840 円（令和6年4月現在）
- ・所得制限があります

※年度ごと等、金額の変更あり

高齢者・障がい者 外出支援乗車証「とみぱす」

【お問い合わせ先】

高齢者の方：長寿福祉課（☎ 358-0513）

障がい者の方：地域福祉課（☎ 358-3294）

■対象者

毎年4月1日現在、富谷市住民基本台帳に登録されており外出ができる下記①～③のいずれかを満たす方

- ① 70歳以上の方
- ② 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかを所持している18歳以上の方
- ③ 運転免許証を自主返納した60歳以上70歳未満の方

■内容

バス・地下鉄等の運賃を年間2万円分（うち1割は自己負担）助成

重度障がい者等福祉タクシー利用券助成事業

【お問い合わせ先】 地域福祉課（☎ 358-3294）

重度障がいや要介護状態により、介助があっても公共交通機関の利用が困難な方に対し、タクシー利用料金の一部を助成するチケットを交付します。

■対象者

富谷市住民基本台帳に登録されており、かつ在宅の方で、下記の要件に該当する方

- ①身体障害者手帳の障害程度が1種1級または1種2級に該当し、障害の部分が上肢・下肢・体幹または移動機能障害単独で1級または2級に該当する方
- ②身体障害者手帳の障害程度が視覚・腎臓・呼吸器・心臓機能障害単独で1種1級に該当する方
- ③精神障害者保健福祉手帳1級に該当する方
- ④療育手帳Aに該当する方
- ⑤人工透析療法を受けている特定疾病療養受領証の受領者
- ⑥在宅酸素療法者酸素濃縮器利用助成金の受給者
- ⑦介護保険法に定める要介護認定者のうち要介護3・要介護4・要介護5に該当する方
- ⑧厚生労働大臣が定める医療行為を受けている医療的ケア児の同居家族の方

※施設入所者または「とみぱす」「燃料券」を利用されている方は交付対象にはなりません。

■助成内容 上限18,000円(年額)

※申請月によって減額あり

重度心身障がい者等自動車燃料費助成事業

【お問い合わせ先】 地域福祉課 (☎ 358-3294)

重度の障がいがあり公共交通機関の利用が困難な方に対し、自動車燃料費の一部を助成するチケットを交付します。

■対象者

富谷市住民基本台帳に登録されている18歳以上(医療的ケア児を除く)の在宅の方で、下記の要件に該当する方

- ①身体障害者手帳の障害程度が1種1級または1種2級に該当し、障害の部分が上肢・下肢・体幹または移動機能障害単独で1級または2級に該当する方
- ②身体障害者手帳の障害程度が視覚・腎臓・呼吸器・心臓・ぼうこうまたは直腸・小腸・免疫・肝機能障害単独で1種1級に該当する方
- ③精神障害者保健福祉手帳1級に該当する方
- ④療育手帳Aに該当する方
- ⑤人工透析療法を受けている特定疾病療養受領証の受領者
- ⑥在宅酸素療法者酸素濃縮器利用助成金の受給者
- ⑦厚生労働大臣が定める医療行為を受けている医療的ケア児の同居家族の方

※施設入所者または「とみぱす」「タクシー券」を利用されている方は交付対象にはなりません。

■助成内容 上限18,000円(年額)

※申請月によって減額あり

公民館の利用

公民館で実施する、各種講座やサークルの案内などについては、5月に配布される“生涯学習のススメ”をご覧ください。

【お問い合わせ先】 各公民館

富谷中央公民館(☎ 358-2036)、富ヶ丘公民館(☎ 358-2538)、東向陽台公民館(☎ 373-8271)、あけの平公民館(☎ 358-9277)、日吉台公民館(☎ 358-8293)、成田公民館(☎ 348-3955)

1. 開館時間 9時から21時

2. 休館日 年末年始(12月29日から1月3日まで)

3. 使用料 使用箇所により料金が異なります。市ホームページによりご確認ください(公共施設案内からお入りください)。

4. 利用申し込み

- ・公民館窓口のほか、オンラインからの予約受付も行っています。
- ・窓口受付時間は、平日の8時30分から17時30分までです。なお、電話での予約はできませんが、利用状況の確認のみ対応いたします。
- ・申請受付開始期間は、使用する日の前月からとなります。

■申請受付期間

申請者	受付期間
サークル登録している団体	毎月1日～
社会教育団体・一般利用者	毎月8日～
週2回目の申請をする場合	毎月15日～

図書室の利用方法

【お問い合わせ先】 各公民館

1. 開館時間 火～金曜日 9時～17時

土・日曜日、祝日 9時～15時

2. 休室日 月曜日(月曜日が祝日の場合は、翌火曜日)

年末年始、図書整理期間(随時お知らせします)

■はじめて利用するとき

- ・本を借りるには、公民館図書室利用カードが必要です。公民館の窓口で申請してください。住所を確認できるものが必要になります。
- ・市内6公民館のどこからでも借りることができます。
- ・小学生以下の場合は、保護者による申請のうえ登録できます。
- ・利用カードは、ご本人様のみ使用できます。

■本を借りるとき・返すとき

- ・借りられる冊数は10冊で、期間は2週間までです。
- ・返却はどの公民館でも可能です。

■その他

- ・予約、リクエストをすることができます。
- ・他の公民館にある本を取り寄せることができます。
- ・宮城県図書館や他市町村の図書館にある本も取り寄せることができます。

■本を検索するとき

- ・市内にある全ての公民館の蔵書を検索することができます。
- ・検索は図書室のパソコンのほか、自宅のパソコンやご自身

のスマートフォンなどで行うことができます。

■インターネットサービスを利用するとき

- ・本の予約申込、貸出・予約状況の確認、メールアドレスの登録・変更ができます。富谷市ホームページにて登録方法、ご利用方法の詳細をご覧ください。ご利用にあたり、図書室利用カード、窓口での初期パスワードの発行が必要になります（土日祝日に受付の場合は、後日窓口でのお渡しになります）。

施設情報

【お問い合わせ先】 各施設

災害や感染症の影響により施設利用に制限がかかる場合がございますことをご了承願います。

【予約】

令和5年3月より「富谷市公共施設予約サービス」の運用を開始し、ご自分のスマートフォン等から予約が可能になりました。

※対象施設：富谷スポーツセンター、西成田コミュニティセンター、大黒澤苑



(富谷市公共施設
予約サービス)

■富谷市総合運動公園 (☎ 358-5400)

富谷スポーツセンター（バレーボールコート4面の広さのアリーナ）、富谷武道館（柔道場2面（196畳）の広さのアリーナとトレーニング室）、多目的グラウンド、テニスコート、スポーツ交流館があり、スポーツを総合的に楽しむことができます。

- ・開館時間 9時～21時
- ・休館日 月曜・年末年始（月曜が祝日の場合はその翌日）

■富谷市パークゴルフ場

やすらぎパークとみや (☎ 341-1711)

開放感あふれる優雅な景観と、フルショットの爽快感、戦略的で緩やかなアンジュレーション、そして大型の砲台グリーンをぜひ攻略してください。※予約不要

- ・開館時間 4～11月 9:00～17:00（受付終了16:00）
12～3月 9:00～16:00（受付終了15:00）
- ・休館日 月曜・年末年始（月曜が祝日の場合はその翌日）
- ・利用料金 大人：300円、中学生以下：150円
- ・貸し用具 有（大人100円、中学生以下50円）

■富谷市民俗ギャラリー (☎ 358-1531)

ひと昔前まで暮らしの中で使われていた生活道具や農具などの民俗資料を中心に、歴史・考古資料もあわせて展示しています。※予約不要

■西成田コミュニティセンター (☎ 358-2551)

もと小学校の施設を再活用しているため、温もりを感じる校舎や広い校庭は、訪れる人に心の安らぎを与えてくれます。

また、運動広場は夜間照明を完備しており、夏祭り、運動会など文化活動・スポーツ等にご利用いただけます。宿泊も可能です。

- ・開館時間 9時～21時
- ・休館日 月曜・年末年始
- ・問合せ 358-5400（生涯学習課）

■文化創造の森 大黒澤苑 (☎ 348-8105)

春にはサクラやツツジ、カタクリなどが見られるほか、秋には紅葉が見られ、四季折々の風景が楽しめます。

「研修棟」の大広間・和室では、各種社会教育団体の会合、老人クラブ活動、サークル活動など、コミュニティ活動の場としてご利用いただけます。

- ・開館時間 9時～17時
- ・休館日 月曜・年末年始（月曜が祝日の場合はその翌日）
- ・問合せ 358-5400（生涯学習課）

とみや学園（高齢者教育事業）

【お問い合わせ先】 各公民館

シニア世代が学習やスポーツ・文化活動を通して、仲間とふれあいを深め、明るく楽しい充実した学園生活を送っていただくことを目的に、とみや学園を開校しています。

- ・対象 おおむね60歳以上の方
- ・時間 10時～11時30分
- ・開催 月1回（年8回）

※無料ですが、必要に応じて集金があります。

年度途中の入校については、ご連絡ください。

■富谷中央校（富谷中央公民館 ☎ 358-2036）

■富ヶ丘校（富ヶ丘公民館 ☎ 358-2538）

■東向陽台校（東向陽台公民館 ☎ 373-8271）

■あけの平校（あけの平公民館 ☎ 358-9277）

■日吉台校（日吉台公民館 ☎ 358-8293）

■成田校（成田公民館 ☎ 348-3955）

子育てサロン・お話し会

【お問い合わせ先】 各公民館

地域のボランティアの協力のもと、未就学児親子が自由に遊びながら交流を深めることができるようにサポートする、あそびとふれあいのひろばです。

- ・対象 未就学児親子 ※予約・申込は不要です。

■富ヶ丘公民館

「どーなっつ」 第3火曜日 10時30分～11時

■成田公民館

「ぐーちーぱー」 月1回月曜日 10時30分～11時

「おはなしぴよぴよ」 月1回水曜日 11時～11時30分

■東向陽台公民館

「うたあそびーば」 第1水曜日 10時～11時

■あけの平公民館

絵本のおみきかせ会「とみや♡こっこの会」

第3木曜日 10時30分～11時30分

※都合により、日程変更やお休みをすることがあります。

詳しくは各公民館にお問い合わせください。

議会

市長と市議会議員は、4年ごとの選挙で選ばれ、私たちの住む富谷市を住みやすくするための、市の運営をゆだねられています。

市議会議員は、議会を通して、市長が行政運営を行うために必要な条例や予算を審査し議決します。

また、市長は議会の議決した意思に従って、住民の福祉向上を目指し“まちづくり”のために事務執行していきます。

市議会は、年4回開催される「定例会」（2月、6月、9月、12月）と、必要に応じて開催される「臨時会」があります。

委員会

委員会は、議会運営委員会、常任委員会（総務、教育民生、産業建設）、特別委員会（議会広報調査、予算・決算審査など）があり、それぞれ担当すべき分野ごとに、調査や審査を行っています。

市議会の傍聴

本会議（定例会・臨時会）は、議場にて傍聴することができます。市民の皆様にとって身近な問題について話し合われていますので、どうぞお越しください。

また、本庁舎市民交流ホールでは、モニターによるライブ配信も行っています。

請願と陳情

市民の皆様は、市が行うことに関して意見や要望がある場合、以下により、「請願書」や「陳情書」を提出することができます。

請願書を提出する場合は、市の議員の紹介が必要になり、陳情書を提出する場合は、市の議員の紹介はいりません。

- 1 文章で提出し、邦文を使います。
- 2 表紙に請願書（「陳情書」も同じ記入方法です。）と明記し、提出年月日、請願者（法人の場合は代表者）の住所を記載し、請願者（法人場合は代表者）が署名、または記名押印します。
- 3 請願書の場合は、表紙に紹介議員の署名、または記名押印が必要です。

広報とみや

市からのお知らせ、出来事、各種講座やさまざまなイベント情報等を掲載して、月1回、毎月1日に発行しています。

内容は、市公式ホームページや音声版としてYouTube「とみや生活TV」で公開していますので、ぜひご覧ください。



SNSを活用した情報発信

市では、公式ホームページはもちろん、公式FacebookやX（旧Twitter）・Instagram・LINE・YouTubeによりさまざまな情報を発信しています。

富谷市公式SNS



ちょっと聞いて私の声

市では、市民の皆さんの声が届く市政を心がけております。市政についてのご意見・ご提案など、皆さんの声をお聞かせください。皆さんからの貴重な声は、すべて市長が内容を確認し、今後の市政運営に生かしてまいります。

また、住所・氏名の記載のあるものにつきましては、回答書をお送りします。

ご意見・ご提案は、広報紙とともに配布する用紙や市公式ホームページから電子申請にてお寄せください。

交通安全

■交通安全教材の貸し出し

交通安全教育に利用できる模擬信号機などを無料で貸し出します。

町内会、子供会などで積極的に活用してください。

■貸出用品

交通安全教育用信号機・道路標識セット

119番の正しい利用方法

■慌てず、落ち着いて

119番のダイヤルをしたら、電話の担当者の問いかけに順番に答えていきましょう。そうすることにより、自然に必要なことだけを伝えるようになり、時間も最短ですみます。また、これが「落ち着いて」ということに通じます。

119番通報をした場合、次のように応答しましょう。

消 防 署	通 報 者
「はい。こちら消防署です。火災ですか？救急ですか？」	「火災です。」または「救急です。」
「場所（現場）はどこですか？「目標となるものはありますか？」	「場所（現場）は〇〇です。」「目標は□□です。」
「火災は何が燃えていますか？」または「救急はどのような事故ですか？」	「火災は〇〇が燃えています。」または「救急は□□の事故です。」
「通報者の方のご住所、お名前、電話番号は？」	「富谷市〇〇×丁目□□です。電話番号は、△△△△です。」
「わかりました。」	

※その他必要な問いかけがありますので、「落ち着いて」答えるようにしましょう。

住宅用火災警報器

■住宅用火災警報器の設置

すべての住宅について、火災警報器の設置が法律で義務付けられています。寝室や階段、台所の天井、壁面に住宅用火災警報器を設置し、火災が発生した場合の逃げ遅れを防止しましょう。

■設置している方は点検を！

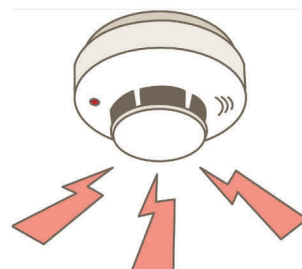
万一の火災に備えて、警報器が正常に作動するか、最低でも1年に1回は点検をしましょう。

●点検方法

- ・警報器に付いているひもを引くかボタンを押す

- ・音が鳴るか確認（もう一度ひもを引くかボタンを押すと止まります）

※電池式の場合、電池が切れそうになると音や光で知らせてくれる機能が付いています。



避難場所

富谷市では、災害対策基本法及び富谷市地域防災計画にもとづき、災害が発生し、または発生するおそれがある場合に備え、緊急避難場所及び避難所を確保しております。

また、これらのほか、自主防災組織などが、地区集会所の敷地や建物、公園などを活用する避難場所や避難所があります。

避難の基本的な流れ、避難所等一覧、避難場所等については、次ページから掲載しております。

■指定緊急避難場所

災害の発生に伴い、市民の皆さんが自発的に危険から避難する場所で、学校の校庭や公園などが指定されています。

■指定避難所・一時避難所

指定避難所は、災害の発生により住居の場所を失ったり、避難指示などの発令に伴い避難されてきた市民の皆さんが、一定期間滞在するための場所として、災害対策基本法に基づき指定する避難所です。主に公民館や小・中学校の体育館などを指定しております。

なお、一時避難所は、災害による危険から避難してきた住民等が地域の町内会館へ一時的に集合し、危険が去るまで一時的に滞在する施設です。建物の被災状況や地域の被害状況等によっては、指定避難所へ移動します。

■防災備蓄倉庫

市では、いざというときのために市内の公共施設などに防災備蓄倉庫を整備し、必要な資材や機材を保管しています。

●防災備蓄倉庫保管物品

発電機・簡易トイレ・毛布・ポリタンク・懐中電灯・担架・救急箱 など

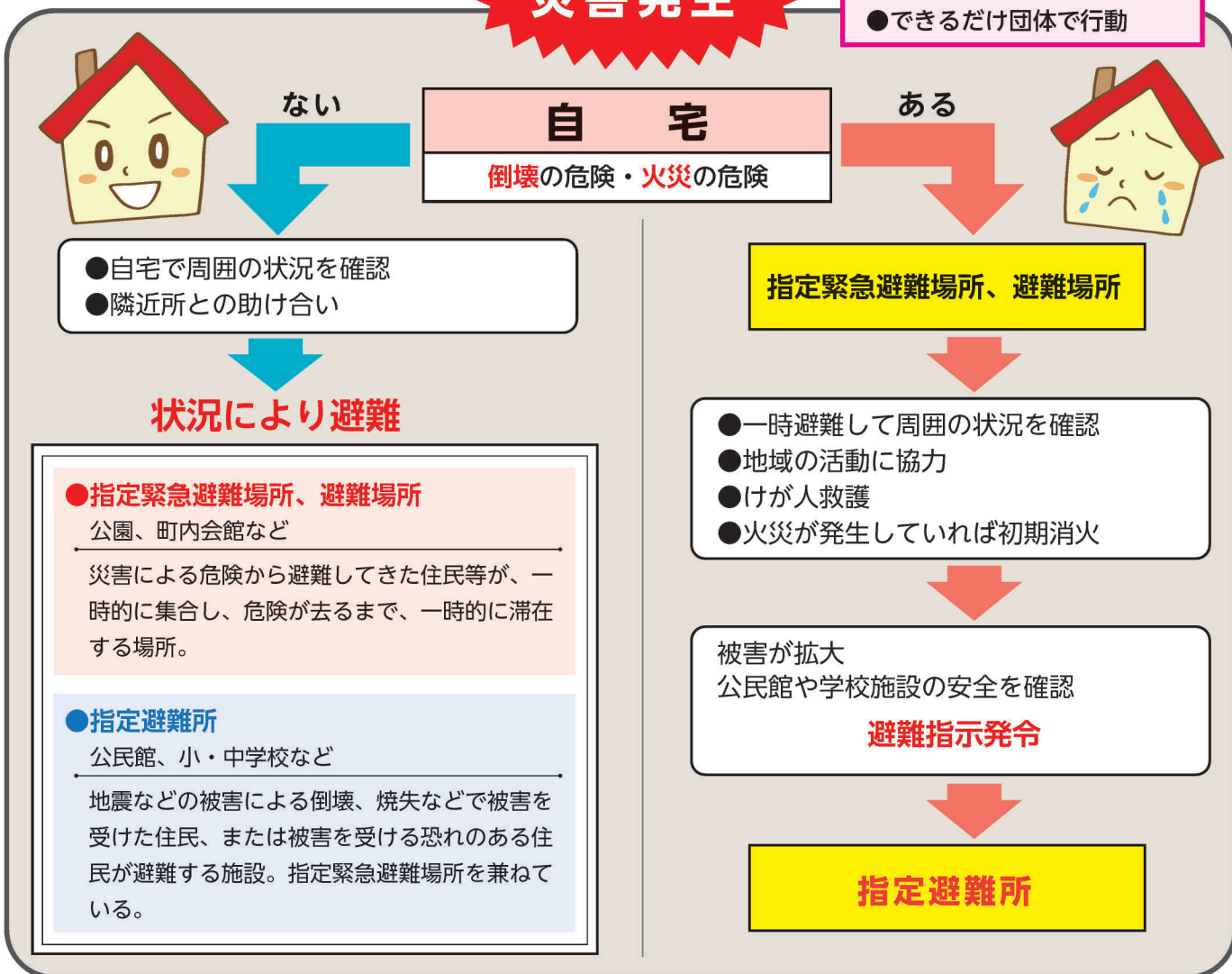
■防災行政無線（スピーカー）

市では、災害時における情報伝達機能の強化を目的として、防災行政無線を整備しております。地震などの自然災害などが発生したときには、防災行政無線を活用して市からのお知らせを発信いたします。

避難の基本的な流れ

災害発生

- 自らの安全確保
- 家族の安全確保
- 正確な情報収集
- 冷静な行動
- できるだけ団体で行動



※指定緊急避難場所等の詳細は、P36参照。

日頃より備えるもの

○すぐに持ち出す物品

・食糧(ビスケットやチョコレート等) ・飲料水(目安は1人1日3ℓ) ・携帯ラジオ ・懐中電灯 ・ローソク ・ライター、マッチ ・現金(小銭) ・免許証、健康保険証のコピー ・軍手、手袋 ・救急袋、常備薬 ・レジャーシート ・タオル ・ビニール袋 ・トイレットペーパー ・ウェットティッシュ ・ホイッスル ・マスク ・体温計

○3日間以上の生活に必要な物品 (推奨7日間分以上)

・食糧(インスタントラーメン、切り餅、缶詰(パン、魚など)、ビスケット、ソーセージ、味噌汁、キャンディ、塩 など) ・飲料水(目安は1人1日3ℓ) ・衣類(上着、下着、靴下) ・タオル、バスタオル ・毛布 ・雨具 ・予備電池 ・卓上コンロ・わりばし、コップ・ラップ、アルミホイル ・歯ブラシ、石鹸 ・携帯電話の充電器(電池式など) ・新聞紙 ・メモ帳、ペン

● 可否確認方法

○災害用伝言ダイヤルを活用しましょう

地震などの大きな災害が起きると、家族や知人などに多くの人が一斉に連絡をとるため、電話がつながりにくい状況になります。そんな時「災害用伝言ダイヤル」が役立ちます。伝言の録音・再生方法は右のとおりです。

「171」番をダイヤル

音声ガイダンスに従って
伝言の録音・再生

■録音方法

171+1+ 自宅の電話番号
(市外局番からダイヤル)

■再生方法

171+2+ 自宅の電話番号
(市外局番からダイヤル)

災害用伝言ダイヤルについて

■録音可能な伝言数

1 電話あたり 1~20 伝言

■録音時間

1 伝言あたり 30 秒以内

■伝言の保存期間

災害用伝言ダイヤル(171)の運用終了まで

■利用可能な電話

・一般電話 ・公衆電話
・携帯電話 ・PHS

避難場所等一覧

避難場所・避難所

エリア	番号	施設名称	防災倉庫	防災行政無線 (外部スピーカー)	AED
富谷中央公民館エリア	1	富谷中央公民館			○
	2	富谷市総合運動公園		○	○
	3	富谷小学校			○
	4	富谷中学校		○	○
	5	太子堂一丁目公園		○	
	6	西成田コミュニティセンター		○	○
	1	町上会館			
	2	町中会館			
	3	町下会館			
	4	一ノ関会館			
	5	二ノ関会館			
	6	三ノ関会館			
	7	太子堂会館	○		
	8	志戸田会館		○	
	9	穀田会館			
	10	原会館			
	11	大童会館		○	
	12	今泉会館			
富ヶ丘公民館エリア	7	富ヶ丘公民館		○	○
	8	富ヶ丘小学校		○	○
	9	鷹乃杜防災センター		○	○
	10	上桜木一丁目第2公園		○	
	19	富ヶ丘南部会館			
	20	富ヶ丘北部会館			
	21	鷹乃杜第二会館			
	22	上桜木会館	○		
あけの平公民館エリア	11	あけの平公民館		○	○
	12	あけの平小学校		○	○
	13	富谷第二中学校		○	○
	14	とちの木1号公園		○	
	15	大清水二丁目第1公園		○	

指定緊急避難場所

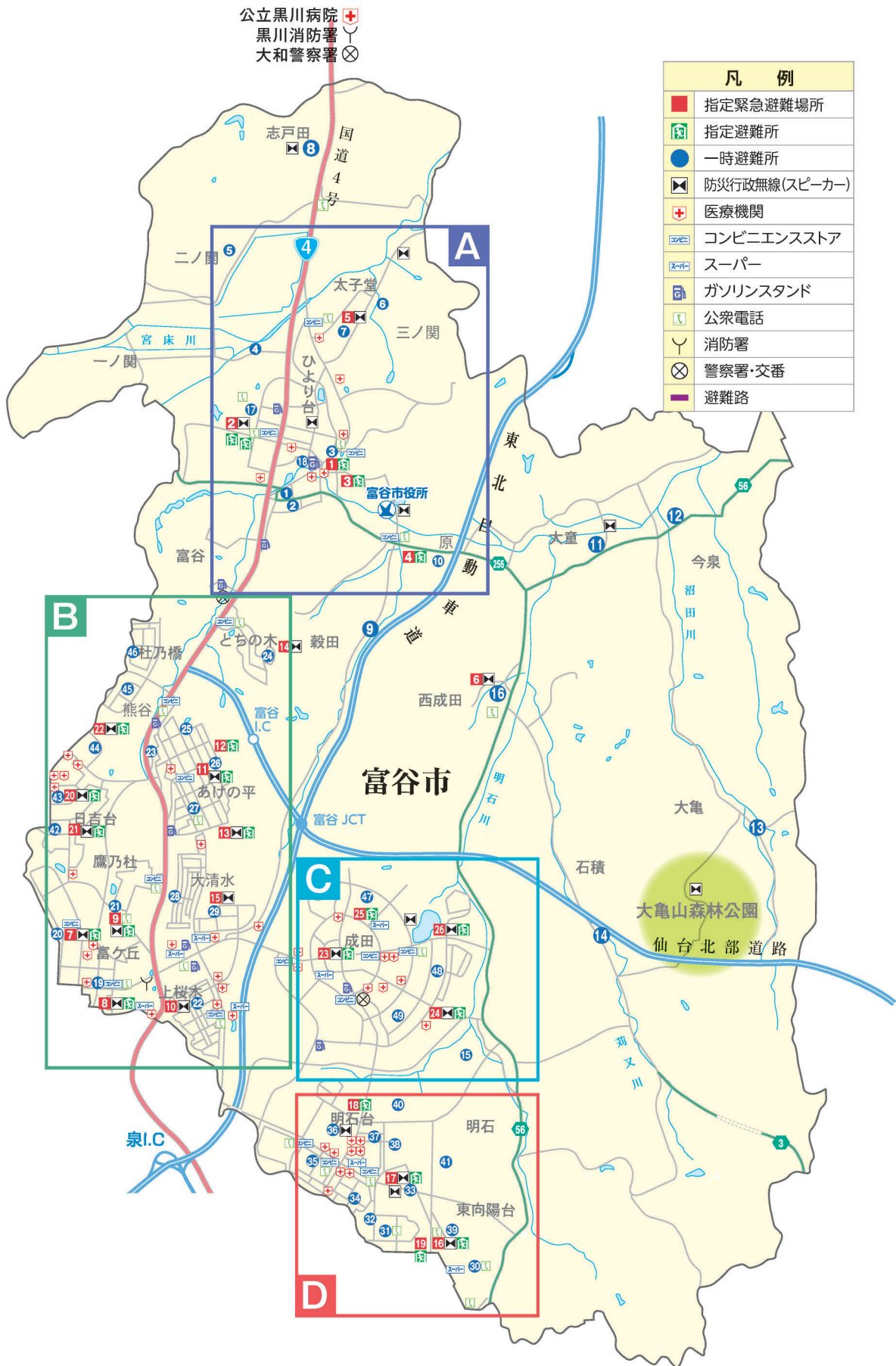
避難場所・一時避難所

エリア	番号	施設名称	防災倉庫	防災行政無線 (外部スピーカー)	AED
あけの平公民館エリア	23	熊谷会館			
	24	とちの木会館			
	25	あけの平一丁目会館			
	26	あけの平コミュニティセンター			
	27	あけの平三丁目会館			
	28	大清水会館			
	29	大清水二丁目会館	○		
東向陽台公民館エリア	16	東向陽台公民館		○	○
	17	東向陽台小学校		○	○
	18	明石台小学校		○	○
	19	東向陽台中学校		○	○
	30	東向陽台第一会館			
	31	東向陽台第二会館	○		
	32	東向陽台サニーハイツ会館			
	33	明石台会館			
	34	明石台第二会館			
	35	明石台第三会館			
	36	明石台第五会館			
	37	明石台第六会館			
	38	明石台第七会館			
	39	明石台第八会館			
日吉台公民館エリア	20	日吉台公民館		○	○
	21	日吉台小学校		○	○
	22	日吉台中学校		○	○
	42	日吉台一丁目会館			
	43	日吉台二丁目会館			
	44	日吉台三丁目会館			
	45	杜乃橋会館			
	46	杜乃橋二丁目会館			
成田公民館エリア	23	成田公民館		○	○
	24	成田東小学校		○	○
	25	成田小学校		○	○
	26	成田中学校		○	○
	47	成田三丁目会館			
	48	成田五丁目会館			
	49	成田七丁目会館			

※避難場所については、●の他、各公園も対象。

※上記■内のは、指定避難所と兼ねており、グラウンド、駐車場、運動場を指定緊急避難場所としている。

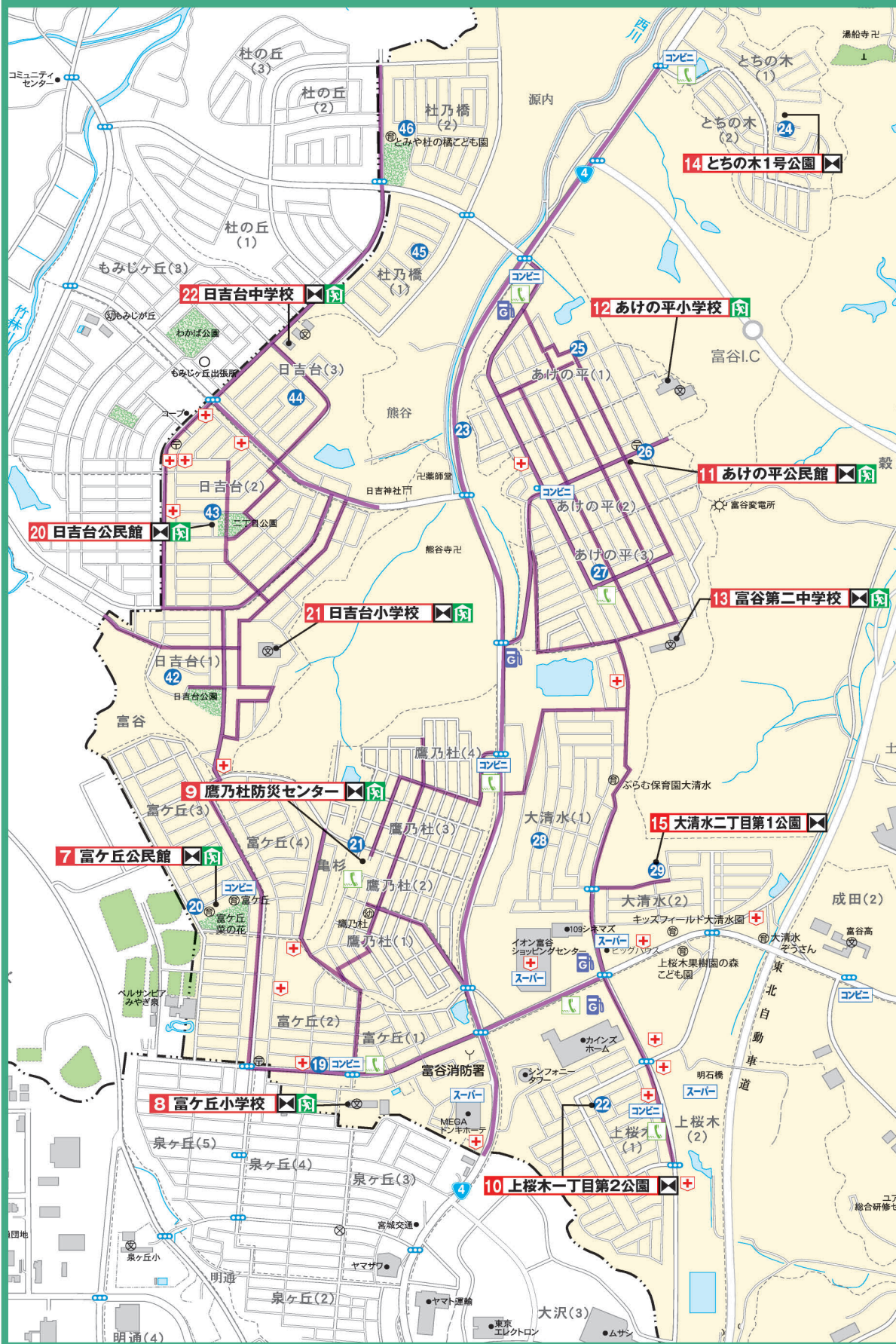
避難場所地図



太子堂・ひより台・町区



エリアB 富ヶ丘・鷹乃杜・日吉台・杜乃橋 上桜木・あけの平・とちの木・大清水



エリア C

成田



富谷市安全安心メール

問合せ先 富谷市総務部 防災安全課 ☎358-3180

富谷市では携帯電話などのメールで、富谷市が配信する防災や防犯情報を受信できる「富谷市安全安心メール」を配信しています。

地震や台風などによって災害が発生したとき（災害が発生する恐れがあるとき）の情報収集に活用しましょう。

■メールで受信できる情報

①防災情報

地震、台風、大雨などによる災害発生（災害発生の恐れ）の情報
避難勧告、避難指示、給水などの生活関連情報

②防犯情報

不審者情報など

③その他の安全安心に関する情報

交通安全情報、熊の目撃情報など

■登録の方法

①右の二次元バーコードを読み取り、空メールを送信してください
数分以内に登録用 URL が記載されたメールが届きます。

※メールアドレスを入力しても登録できます。

bousai.tomiya-city@raidan.ktaiwork.jp



②配信情報を選択し、入力内容を確認後「登録」を押します。

③数分以内に登録完了のお知らせメールが届きます。

詳しくは富谷市のホームページをご覧ください。

エリアD

東向陽台・明石台



富谷市防災行政無線

問合せ先 富谷市総務部 防災安全課 ☎358-3180

災害発生時に緊急情報や防災情報などを、市民の皆さんへお知らせするため、市内27ヶ所へ防災行政無線を設置しています。

日ごろは、防災や交通安全、防犯などに関する啓発（土曜・日曜、祝日を除く）と、毎日ミュージックチャイムを放送しています。

■ミュージックチャイム

「市民歌」を下記の時間に放送しています。

- ・10月～3月 16時
- ・4月～9月 17時

■放送した内容の確認

下記にて放送内容を確認できます。聞き取りにくい場合などに、ご利用ください。

富谷市防災行政無線テレホンサービス ☎358-3118



市内・近隣の医療機関

【公立病院】

医療機関名	所在地	電話番号	診療科目
公立黒川病院	黒川郡大和町吉岡字西松木 60 番地	(022) 345-3101	内科、心療内科、外科、整形外科、リウマチ科、リハビリテーション科、泌尿器科、耳鼻いんこう科、眼科、小児科、麻酔科、皮膚科、産婦人科、こう門科、消化器内科、呼吸器内科、循環器内科

【小児科専門のお医者さんのいる医療機関】

医療機関名	所在地	電話番号	診療科目
明石台こどもクリニック	富谷市明石台六丁目 1 番地 20 明石台ショッピングセンター内	(022) 725-8815	小児科、アレルギー科
タウンクリニック えん	富谷市明石台七丁目 1 番地 5	(022) 358-1976	小児科、内科、皮膚科
ちば小児科医院	富谷市富谷北裏 47 番地	(022) 358-0601	小児科
のりこ小児科	富谷市日吉台二丁目 24 番地 2	(022) 358-1212	小児科
宮城県済生会 こどもクリニック	富谷市成田八丁目 4 番地 6	(022) 351-5151	小児科

【小児科・産婦人科・内科・外科等】

医療機関名	所在地	電話番号	診療科目
明石台整形外科	富谷市明石台二丁目 22 番地 5	(022) 351-2322	内科、外科、整形外科、リハビリテーション科
明石台内科循環器科医院	富谷市明石台五丁目 1 番地 4	(022) 343-6086	内科、循環器内科
やすこ女性クリニック	富谷市明石台六丁目 1 番地 20 明石台ショッピングセンター内	(022) 342-1255	婦人科、産科、内科
大清水内科クリニック	富谷市大清水一丁目 2 番地 3	(022) 346-0482	内科、循環器内科
富谷中央病院	富谷市上桜木二丁目 1 番地 6	(022) 779-1470	内科、皮膚科、眼科、歯科、呼吸器内科、循環器内科、消化器内科、糖尿病内科、人工透析内科
富谷ファミリーメンタル クリニック	富谷市上桜木二丁目 3 番地 6	(022) 725-4156	心療内科、精神科、老年精神科、児童精神科
上桜木しんがい脳神経外科	富谷市上桜木二丁目 3 番地 14	(022) 779-1377	脳神経外科、神経内科、内科、外科、 リハビリテーション科
佐藤病院	富谷市三ノ関坂ノ下 116 番地 1	(022) 358-6855	精神科、神経内科
長澤整形外科クリニック	富谷市富ヶ丘二丁目 11 番 12 号	(022) 358-7688	整形外科、リハビリテーション科
富ヶ丘内科・アレルギー科	富谷市富ヶ丘二丁目 11 番 44 号	(022) 343-5512	内科、アレルギー科、小児科、呼吸器内科、循環器内科、 胃腸内科
仙台リハビリテーション病院	富谷市成田一丁目 3 番地 1	(022) 351-8118	内科、脳神経外科、リハビリテーション科
いとうクリニック	富谷市成田四丁目 1 番地 11	(022) 348-3051	内科、消化器科、小児科、外科、こう門科
新富谷 S・S レディース クリニック	富谷市成田九丁目 1 番地 20	(022) 348-3534	産婦人科
日吉台きむら内科	富谷市日吉台一丁目 21 番地 1	(022) 348-0722	内科、消化器内科、循環器内科、呼吸器内科
たいとみ胃腸内科医院	富谷市日吉台二丁目 34 番地 2	(022) 725-7201	胃腸内科、消化器内科、糖尿病代謝内科、内科
渋谷クリニック	富谷市日吉台二丁目 38 番地 10	(022) 348-5211	内科、外科、整形外科、皮膚科、泌尿器科、こう門科
富谷医院	富谷市ひより台一丁目 45 番地 1	(022) 358-2872	内科、小児科、外科、整形外科、皮膚科、産婦人科、 消化器内科、アレルギー科

【耳鼻いんこう科】

医療機関名	所在地	電話番号	診療科目
なりた耳鼻咽喉科	富谷市成田四丁目 18 番地 8	(022) 344-6208	耳鼻いんこう科
塚本耳鼻咽喉科医院	黒川郡大和町吉岡字中町 60 番地	(022) 345-2734	耳鼻いんこう科、気管食道科
三好耳鼻咽喉科クリニック	仙台市泉区泉中央 1 - 34 - 1	(022) 374-3443	耳鼻いんこう科
桂耳鼻科	仙台市泉区桂 3 - 1 - 6	(022) 375-3355	耳鼻いんこう科、アレルギー科
将監耳鼻咽喉科	仙台市泉区将監 10 丁目 12 - 1 - 2	(022) 374-1551	耳鼻いんこう科

市内・近隣の医療機関

【皮膚科】

医療機関名	所在地	電話番号	診療科目
くまのみ皮膚科クリニック	富谷市富ヶ丘二丁目 11 番 43 号	(022) 341-8831	皮膚科
泉中央皮ふ科クリニック	仙台市泉区泉中央 1 - 26 - 5	(022) 771-7410	皮膚科、アレルギー科
市名坂皮膚科クリニック	仙台市泉区市名坂字原田 198 - 1	(022) 771-5733	皮膚科
将監皮膚科	仙台市泉区将監 13 - 7 - 4	(022) 373-7080	皮膚科
おがわ皮フ科クリニック	仙台市泉区七北田字野山 10 - 34	(022) 773-1255	皮膚科

【眼科】

医療機関名	所在地	電話番号	診療科目
あかいし台眼科	富谷市明石台六丁目 1 番地 20 明石台ショッピングセンター内	(022) 346-1719	眼科
かとう眼科医院	黒川郡大和町吉岡東二丁目 8 - 10	(022) 347-1682	眼科
いずみおおさわ眼科	仙台市泉区大沢一丁目 5 - 1 イオンタウン泉大沢 2 階	(022) 779-7958	眼科
ハートクリニック	仙台市泉区泉中央 1 - 7 - 1 地下鉄泉中央駅ビル 2 階	(022) 371-8510	眼科
シオノ眼科医院	仙台市泉区泉中央 3 - 25 - 19	(022) 375-6691	眼科
菊地眼科医院	仙台市泉区泉中央 4 - 17 - 6	(022) 372-0404	眼科
桂眼科	仙台市泉区桂 3 - 2 - 3	(022) 771-7727	眼科
山田孝彦眼科	仙台市泉区高森 6 - 31 - 1	(022) 377-8080	眼科

【歯科】

医療機関名	所在地	電話番号	診療科目
小松こども歯科	富谷市明石台二丁目 22 番地 1	(022) 220-1660	歯科、小児歯科、矯正歯科
明石台こども歯科大人歯科	富谷市明石台五丁目 34 番地 18	(022) 351-3550	歯科、矯正歯科、小児歯科、歯科口腔外科
おおえ歯科クリニック	富谷市明石台六丁目 1 番地 20 明石台ショッピングセンター内	(022) 776-8133	歯科、小児歯科
アイビー歯科クリニック 明石台	富谷市明石台七丁目 1 番地 22	(022) 343-0108	歯科、矯正歯科、小児歯科
橘高第三歯科	富谷市あけの平二丁目 4 番地 4	(022) 358-5949	歯科、小児歯科
りりぶ歯科クリニック	富谷市大清水一丁目 33 番地 1 イオンモール富谷 2F	(022) 348-8143	歯科、矯正歯科、小児歯科、歯科口腔外科
富谷ガーデン歯科	富谷市大清水二丁目 13 番地 3	(022) 343-6874	歯科、小児歯科
とくがわ矯正歯科クリニック	富谷市大清水二丁目 22 番地 1	(022) 346-0744	矯正歯科
青葉第二歯科	富谷市上桜木一丁目 46 番地 3	(022) 348-1085	歯科、矯正歯科、小児歯科、歯科口腔外科
内田歯科	富谷市太子堂一丁目 9 番 21 号	(022) 358-2523	歯科
うちがさき歯科医院	富谷市富谷新町 70 番地	(022) 358-0222	歯科、矯正歯科、小児歯科
館歯科医院	富谷市富谷西沢 108 番地 7	(022) 358-7101	歯科
中谷クリニック（歯科）	富谷市成田二丁目 1 番地 3	(022) 351-8020	歯科、小児歯科、歯科口腔外科
たかはし歯科・矯正歯科 クリニック	富谷市成田四丁目 1 番地 3	(022) 348-3071	歯科、矯正歯科
さくらデンタルクリニック	富谷市成田四丁目 11 番地 5	(022) 351-6331	歯科、小児歯科、歯科口腔外科
さいとう歯科クリニック	富谷市成田四丁目 19 番地 3 アスールコート 1F	(022) 341-8640	歯科、歯科口腔外科
榊原デンタルクリニック	富谷市成田七丁目 26 番地 119	(022) 725-6525	歯科、矯正歯科、小児歯科
しゅうファミリー歯科	富谷市日吉台一丁目 21 番地 11	(022) 341-8448	歯科、矯正歯科、小児歯科、歯科口腔外科
あかね歯科	富谷市日吉台二丁目 24 番地 3	(022) 358-1211	歯科、矯正歯科、小児歯科
えんどう歯科医院	富谷市日吉台二丁目 39 番地 5	(022) 358-9112	歯科、小児歯科、歯科口腔外科
ひより台歯科医院	富谷市ひより台二丁目 35 番地 16	(022) 358-7781	歯科

富谷市と近隣地域にある医療機関のリストです（令和 6 年 4 月 1 日現在宮城県病院名簿、宮城県診療所名簿（医科・歯科）等を参考に、医療機関へ掲載の可否等を確認し作成）。診療時間や休診日など詳細については各医療機関にお問い合わせください。掲載情報は変更になる場合があります。

※富谷市、大和町、泉中央駅周辺エリアの順で、地区順になっています。

市章、市花、市木、キャラクター



市章

(昭和41年8月1日制定)

とみやの「と」と「円」を組み合わせ、図案化したものです。「円」は市の和を、「と」は伸びゆく富谷を表現しています。市が大きく伸びやかに発展すること、住む人々の心と心が一つになって安らぎのある住みよいふるさとをつくってほしいという願いが込められています。



公式キャラクター

「ブルベリッ娘とブルピヨ」

富谷の特産「ブルーベリー」をモチーフとしたキャラクターでブルーベリーの妖精。富谷とブルーベリーが大好きで、富谷のことをたくさん知っています。「富谷のことを知り」「富谷のことを伝える」ことで成長します。



市花／きく

(昭和53年4月1日制定)

色とりどりに気高く薫る菊のように、豊かな文化をまちづくりの中に沸き立たせてほしいとの願いが込められています。



市木／まつ

(昭和53年4月1日制定)

大地の想いをその枝に託して隆々と伸び続ける松のように、この市を育てたいとの願いが込められています。

富谷市市民歌

平成28年10月10日の「富谷市」誕生に伴い、これまで長く歌い継がれてきた「町民歌」から新しく作られた「市民歌」へと、その役目をバトンタッチしました。市民歌の作詞・作曲を手がけたのはロックバンド「MONKEY MAJIK (モンキーマジック)」のメンバーであり富谷市在住の菊池拓哉さんとメイナード プラントさん。下記アドレスから視聴できますので、ぜひお聞きください。

https://www.youtube.com/watch?v=THHq0_B0sJo



▲市民歌
二次元
バーコード

富谷市市民歌

作詞／菊池拓哉 作曲／メイナード プラント

こがねいろ
黄金色に輝く大地
朝焼けに染まる七ツ森
季節の表情鮮やかに
いのち
生命豊かな理想郷

想い敬って
学び受け継いで
誇りを胸に自由な明日へ
やがて時は過ぎ
巡り巡っても
ともに手を取り
輪となれ ああ富谷

生い茂る木々に囲まれた
いにしえ とお みや
古の神秘十の宮
悠久の歴史想い馳せ
古式ゆかしき我が故郷

想い敬って
学び受け継いで
誇りを胸に自由な明日へ
やがて時は過ぎ
巡り巡っても
ともに手を取り
輪となれ ああ富谷

笑顔で行き交う人の波
隆盛極めた富谷宿
老いも若きも朗らかに
希望にあふれる我が故郷

想い敬って
学び受け継いで
誇りを胸に自由な明日へ
やがて時は過ぎ
巡り巡っても
ともに手を取り
輪となれ ああ富谷
とわ
永遠に手を取り
輪となれ ああ富谷



富谷市暮らしのガイドブック
宮城県富谷市

〒981-3392
宮城県富谷市富谷坂松田30番地
Tel:022-358-3111 (代表)

ホームページアドレス/<https://www.tomiya-city.miyagi.jp/>

